


福島県版

ヤングケアラー支援マニュアル



令和6年3月

 福島県

目次

はじめに	2
序章 マニュアルの目的及び活用の仕方	2
1 マニュアルの目的と対象	2
2 マニュアルの活用方法	2
第1章 ヤングケアラーに関する概念及び実態について	3
1 ヤングケアラーとは	3
2 ヤングケアラーとこどもの権利	3
3 「子どもの生活実態に関するアンケート調査」から見るヤングケアラーの姿	4
4 ヤングケアラーの支援体制（県・市町村の役割、こども家庭センター中心モデル）	6
第2章 ヤングケアラー支援の基盤づくり	8
1 支援体制・連携体制の構築・整備	8
2 多機関連携による個別支援体制づくり及び地域課題の抽出と資源開発	8
3 家族全体を支援する視点及びアウトリーチによる支援の重要性	9
4 支援機関・支援関係者・地域住民向け人材育成・研修	9
5 地域住民・児童生徒向け周知啓発	9
第3章 ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本的事項	10
ヤングケアラー支援の全体像	10
1 気づく	
① ヤングケアラーの発見	11
② 本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	12
2 つなぐ	
③ 本人同意・情報共有	13
④ リスクアセスメント	13
⑤ 緊急性の判断	13
⑥ 多機関連携の必要性の判断	15
⑦ 連携先の確認	15
⑧ 責任を持つ機関・部署の明確化	15
3 支援する	
⑨ アセスメント・課題の共有	19
⑩ 支援計画の検討・作成（ケース会議）	19
⑪ 支援の実施	23
4 見守る	
⑫ 見守り、情報共有、進行管理、モニタリング	24
県内の支援事例	25
福島県ヤングケアラー支援マニュアル ダイジェスト版	28
資料編	29
郡山市におけるリーフレットを活用したヤングケアラーを相談に繋げる取り組み	29
支援機関別気づくポイントの例	30
ヤングケアラー支援のためのアセスメントシート例	31
引用・参考文献等	33
各種相談窓口一覧・支援ハンドブック・ヤングケアラーカードについて	34

はじめに

子どもや若者が家族をケアしているということ自体が、全て問題だということではありません。

ヤングケアラーの大きな問題は、本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されていたり、誰にも相談できずに抱え込んでしまっている場合があることや、周囲の人の言動がヤングケアラーを追い詰めたり、傷つけたりしてしまっている可能性があることです。このことについて、まずは理解していただきたいと思いません。

ヤングケアラーの支援においては、ヤングケアラーを早期に発見すること、必要な支援につなぐことが重要です。そのため、行政、教育や福祉に関わる方が起点となって、全ての県民が、子どもたちの幸せを願い、協働して子どもや子育て家庭を支えていくため、本マニュアルを活用していただければ幸いです。

序章

マニュアルの目的及び活用の仕方

1 マニュアルの目的と対象

本マニュアルは、ヤングケアラー支援に携わる全ての関係者・支援者を対象としていますが、特に初めて支援される方が、ヤングケアラー支援の必要性や考え方及び支援方法等について基本的な事項を確認し、活用していただく一助になることを目指して作成しています。本マニュアルを通して、ヤングケアラーが子どもでいられる時間や、夢をあきらめず自分の人生を選択し歩んでゆく、その実現のために、ひとりでも多くの関係者・支援者の皆さんと連携した支援が図られることを願っております。

2 マニュアルの活用方法

本マニュアルでは、福祉、教育、民生委員・児童委員・主任児童委員（以下「民生委員等」という。）をはじめとする関係機関・支援者が、ヤングケアラーについて知識・認識を深め、早期に気づく、つなぐ、支援する、見守る、寄り添うという具体的な支援の考え方、フローや支援のポイント、方法等について記載しています。

作成に当たっては、有識者や支援に携わる関係者等で構成する「福島県ヤングケアラー専門家会議」による委員意見や、令和4年度に実施した「子どもの生活実態に関するアンケート調査」の結果を踏まえた内容としています。なお、国で令和4年に作成した「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(以下「国マニュアル」という。)の内容を基本としつつ、既に支援に取り組んでいる県内の市町村をはじめとする関係機関の事例を盛り込み、地域の実状に応じた、より実践的な支援に繋がるよう、留意点や悩んだ際の対応等についても紹介しています。

本県におけるヤングケアラー支援の取組は、令和4年度から始まったばかりであり、今後、実践を踏まえ、支援事例を積み重ね、本マニュアルについてもさらに充実した内容となるよう必要に応じて改訂していきます。

第1章

ヤングケアラーに関する概念及び実態について

1 ヤングケアラーとは

(1) ヤングケアラーの概念

- ・ こども家庭庁では、ヤングケアラーを「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども」と定義し、家事等の「責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。」と指摘しています。
- ・ 一方、こどもは家族の一員として手伝いなどの役割を担う必要があるとの意見もあることを考慮し、県では、こども家庭庁の考えに準拠しつつ、家事等により「こどもとして体験すべき経験に影響が生じているこども」とし、影響面に着目し調査や対策を検討することにしました。

(2) こどもの実態に応じた支援検討の必要性

- ・ 国は、令和2、3年度に「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を行うとともに、地方公共団体がヤングケアラーの実態を把握するための取組を支援しており、県では令和4年度に実態調査を行いました。（詳細は本章の3に記載）
- ・ ヤングケアラーは、介護や障がいなど福祉分野の他の支援対象とは異なり、年齢や症状等の明確な基準がないため、こどもの生活実態に応じ支援していく必要があります。

そのため、市町村や児童相談所の職員、保健師、保育所やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）やスクールカウンセラー（以下「SC」という。）等の学校関係者、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉関係者、医療関係者など、こどもや父母などの家族と接する機会の多い皆さんの「気づき」と対応が問われることとなります。

2 ヤングケアラーとこどもの権利

- ・ ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを行うことによる責任や負担の重さにより、学業や友人関係など「こどもの経験」に影響が生じている状態にあります。これを「こどもの権利」の面からみると、父母などの保護者から適切な養育を受けることができず、教育やこどもの生活する権利が守られていない状態と捉えることができます。
- ・ 令和5年4月に施行されたこども基本法には、全てのこどもが「適切に養育されること」「その生活を保障されること」「教育を受ける機会が等しく与えられること」等の生命、生存及び発達に対する権利（第3条第1項第2号）が、また、こどもの養育は、家庭を基本とし、父や母などの保護者が第一義的な責任を負いつつも、父母等に対し「こどもの養育に関し十分な支援を行う」（同第5項）と規定されています。
- ・ こどもの権利を守っていくためには、ヤングケアラーが行う家事や家族の世話などの負担軽減のため、本来、父母が担うべき家事等に対する支援等が必要となります。

図1-1



3 「子どもの生活実態に関するアンケート調査」から見るヤングケアラーの姿

(1) 調査の概要

こどもの生活実態を把握することにより、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげる仕組みづくりの検討を目的として、令和4年9～12月に県内の全ての小学5、6年生、中学生、高校生を対象に「子どもの生活実態に関するアンケート調査」を行い、86%の方に回答いただきました。

(2) 世話をしている家族がいると回答したこどもの割合

- ・ 「世話をしている家族がいる」こどもは全回答のうち5.9%と、国が令和2、3年度に行った調査結果（5.6%）とほぼ同じ結果となりました。

学校種別ごとにみると、小学生が8.0%（国調査6.5%）、中学生6.2%（同5.7%）、高校生4.2%（同4.1%）と学年が低いほど、世話をしている家族がいる比率が高い傾向がみられます。

- ・ 調査では、世話をしている家族がいると回答した5.9%のこどもを対象に、家族の世話の状況や世話をすることによる影響等について集計や分析を行いました。

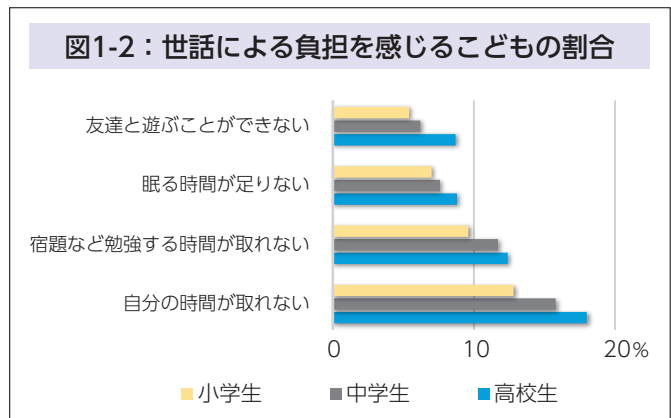
（以下に記載した比率は、「世話をしている家族がいるこども」の総数が分母となります。）

(3) 世話の内容と世話による負担（影響）

- ・ 世話を必要とする家族は、「弟妹」が最も多く5割以上を占め、その次に「お母さん」「おばあさん」の順に多く15～20%程度のこどもが世話をしています。

- ・ 世話をすることにより、1～2割のこどもが「自分の時間が取れない」「宿題など勉強する時間がない」などの負担を感じていることが分かりました。なお、負担を感じているこどもは、学年が上がるに連れて大きくなる傾向がみられました。

- ・ 世話を必要とする家族ごとにみると、世話に費やす時間は「弟妹」が長く、世話の内容は「見守り」「話を聞く」など日常的な関わりに関する世話が半数近くを占めています。



- ・ 「父母」「祖父母」は学年が上がるに連れて世話に費やす時間が長くなる傾向があり、世話の内容について、「父母」は「家事」「買い物」、「祖父母」は「話を聞く」「見守り」の比率が高い傾向にあります。

(4) 家族の世話を行う理由

- ・ 「弟妹」は「幼い」が7割を超えていますが、「父母」は「知的障がい」「身体障がい」、「祖父母」は「幼い*」「介護」「認知症」、「兄姉」は「知的障がい」「身体障がい」など、介護・介助に関する理由が5割を占めており、「弟妹」以外の家族を世話する場合、本来、大人が恒常的に行うべき世話をこどもが担っている実態が明らかになりました。
- ・ 世話をしている理由について「無回答」「回答不明」「分からない」など世話をしている家族の状況を理解していないと推測される回答は学年が低いほど多く、小学生は、「父母」は6割以上、「兄姉」が8割以上と、父母や兄姉の状況が分からないまま世話をしていると考えられました。

※調査の選択肢として一律に「幼い」を設定。

(5) 調査結果のまとめ

① 「介護力」として位置付けられる高校生

- ・ 調査結果から、家族の「世話」には表1のとおり2つのパターンがあると考えられ、①の「介護・介助に類する世話」については、本来、介護保険や障害者福祉等の制度の対象となりますが、こどものうち、特に年齢が高い高校生が、家族の中で「介護力」として位置付けられているおそれがあります。
- ・ こどもが「介護力」とならないよう、既存福祉サービスの有効活用や新たに実施した子育て世帯訪問支援事業の活用等を検討していく必要があります。

② 年齢が低いこどもは世話する理由を把握できていない

- ・ 小学生など年齢の低いこどもは、障がいや病気の父母や兄姉の世話をする理由を理解していないことが多く、家族として世話をするのが「当たり前」と考えているおそれがあります。
- ・ 年齢の低いこどもの世話による負担解消のためには、日頃、こどもと接する学校関係者や家庭に出入りすることが多い福祉介護関係者など周囲の大人の「気づき」が重要です。

図1-3：家族毎の世話を行う理由：高校生(全日制)

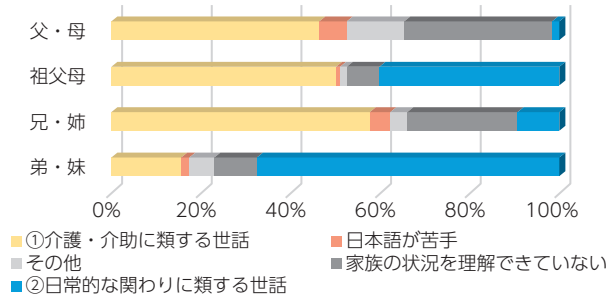
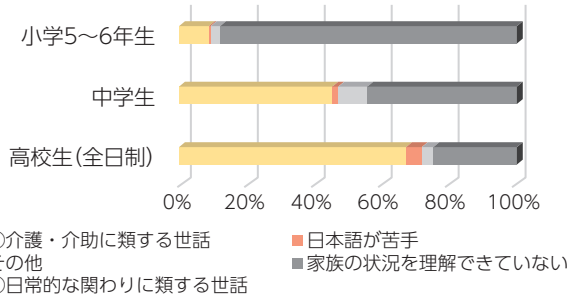


図1-4：兄姉の世話を行う理由：学校種別毎



①「介護・介助に類する世話の理由として、「介護」「認知症」「身体障がい」「知的障がい」「病気」「依存症」への回答
 ②「日常的な関わりに類する世話の理由として、「高齢」「幼い」への回答を振り分けた。
 ただし、図1-4については、「幼い」を①の介護・介助に類する世話の理由に振り分けている。
 なお、家族の状況を理解できていない（「わからない」「回答不明」「無回答」）と推測されるのは、「父母」「兄姉」が多い。

表1：実態調査の結果から判明した家族の「世話」の2つのパターン

世話のパターン	対象	内容	本来行うべき家族	対応策
①介護・介助に類する世話	障がい・介護・疾病等の家族	トイレ、入浴の世話、通院同行、服薬管理等	大人が恒常的に行うべき世話	既存福祉サービス活用 子育て世帯訪問支援
②日常的な関わりに類する世話	弟妹等	大人と一緒にいる食事の準備、見守り等	大人が中心になって行うべき世話	子育て世帯訪問支援

4 ヤングケアラーの支援体制（県・市町村の役割、こども家庭センター中心モデル）

- (1) 本県におけるヤングケアラーの支援体制整備の方向性
- ・ 本マニュアルでは、「こどもの権利」を確保する観点（児童福祉）からの支援を行う体制を紹介しています。一方で、令和6年1月に示された第9期（令和6～8年度）介護保険基本指針には「ヤングケアラーを含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めることが重要」と記載されており、ヤングケアラー支援に当たっては介護保険制度における家族介護者の観点からの支援も欠かすことはできません。
 - ・ ヤングケアラーは、こどもの権利である「適切な養育」を家族から受けることができない状態にあり、父母等の養育を支援することが特に必要な「要支援児童」とすることが適当と考えています。
 - ・ 令和6年4月から、母子保健から児童福祉まで一体的な相談支援を担う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされることもあり、県では、こども家庭センターが事務局（要保護児童対策調整機関）を担うと見込まれる市町村要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を活用し、「要支援児童」であるヤングケアラーを支援していくことができるよう、市町村に対し体制の整備を求めてきたところです。
 - ・ 要対協は、「要支援児童」の養育上の支援等のため必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容についての協議を行う機関で、県内の全市町村で設置されています。
- (2) ヤングケアラーの支援体制（こども家庭センター中心モデル）
- 市町村（こども家庭センター）が、要対協を活用してヤングケアラーを支援する「こども家庭センター中心モデル」には次のようなメリットがあると考えています。
- ① 母子保健から児童福祉まで一体的な相談支援

こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の橋渡しをする統括支援員を配置し、相談対応から支援まで取り組んでいくこととされています。

また、こども家庭センターでは、支援計画（サポートプラン）の策定が義務とされているため、一体的、継続的な支援が期待されます。
 - ② 「地域子ども・子育て支援事業」の実施主体

子ども・子育て支援法では、市町村が地域の実情に応じて、子育て世帯訪問支援事業を含む「地域子ども・子育て支援事業」に取り組むこととされており、市町村の判断で、**必要に応じヤングケアラーを含むこどもに対する支援事業を実施することができます。**
 - ③ ヤングケアラーに係る個人情報の取扱いが容易

ヤングケアラー支援に当たっては、多くの方々や機関が連携する必要がありますが、要対協では、個別の要支援児童等に関する情報交換や支援内容を協議することを念頭に、構成員等の守秘義務が定められているため、個人情報の取扱いが容易です。

また、要対協は、①個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）、②実務担当者による会議（実務者会議）、③構成員の代表者による会議（代表者会議）の三層構造となっているため、ヤングケアラーの状況に応じた、協議が可能な体制となっています。
- (3) 「こども家庭センター中心モデル」における県と市町村の役割
- ① 県の役割

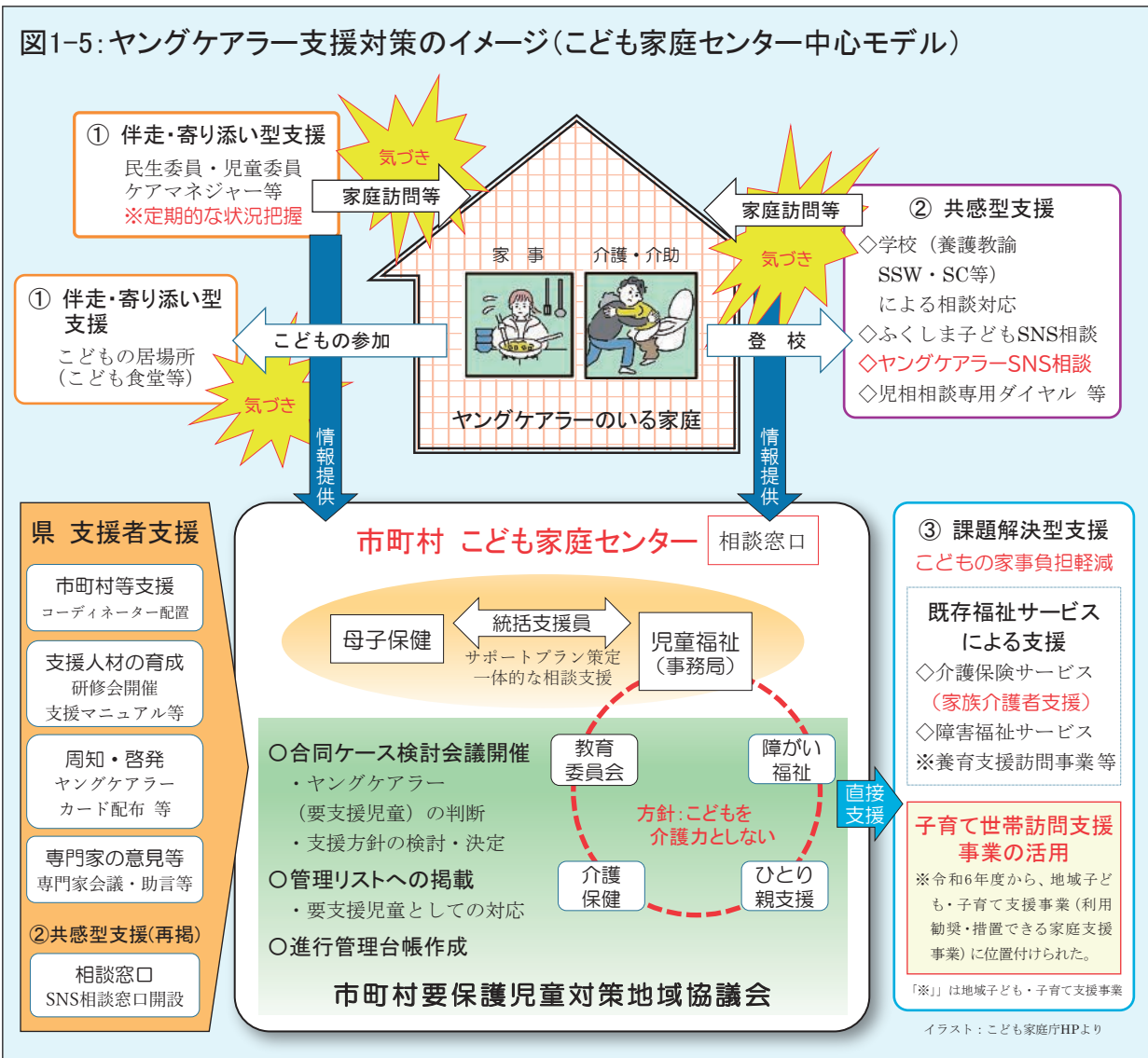
県では、市町村が支援体制を整備し、支援に取り組んでいくことができるよう、令和4年度から、ヤングケアラーの実態把握、周知啓発、研修の実施による人材育成、相談体制の強化等に取り組んできました。市町村が円滑に支援していけるよう、これからも周知啓発のほか、研修等により人材育成等を行うことにより市町村のヤングケアラー支援に取り組んでいきます。
 - ② 市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、児童相談所、保健師、保育所、学校関係者、介護・福祉関係者、医療関係者、警察などこどもに関わる機関等と連携体制（要対協）を構築し、ヤン

グケアラーの把握から相談対応、既存福祉サービスの有効活用や父母等の養育支援まで、一連のヤングケアラー支援に取り組んでいきます。

(4) 関係機関による支援と「気づき」

- ・ ヤングケアラーの支援に当たっては、訪問介護等で家庭を訪問する機会が多い介護福祉関係者、こどもが通う「こども食堂」を運営する民間団体、相談を受ける機会が多い教育関係者など、こどもやその家族と接する機会が多い皆さんの日ごろからの取組である家庭訪問や相談対応等により、継続的にこどもや家庭の状況を把握したり、こどもの話を聞いたりすることが支援の第一歩となります。
- ・ こどもや家族の様子に変化が生じ、行政の支援が必要と「気づき」があった時には、市町村の相談窓口



第2章

ヤングケアラー支援の基盤づくり

ヤングケアラー支援の前提として、第3章で後述する「ヤングケアラー支援のフロー」に沿った支援を円滑に実施していくためには、以下のような支援全体を通じた「支援の基本的な視点」及び「基盤づくり」が重要です。

1 支援体制・連携体制の構築・整備

(1) 支援体制の整備

第1章P6で前述のとおり、関係機関・関係者が自機関等で支援する場合もあると思いますが、令和6年度からは、市町村のこども家庭センターが「ヤングケアラー支援を含む母子保健から児童福祉までの一体的な相談支援」を担うこととなります。これにより、ヤングケアラー支援において、市町村主体で実施する「要対協」の役割は大きいものとなります。この他にも市町村によっては、各課横断的な支援会議等を開催し、分野を越えた支援体制の構築を目指す重層の支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）を従前より実施しているところもあり、要対協と重層事業を併用しながら関係機関との連携や適切なケース検討や会議につなげています。

(2) 顔の見える関係の構築

(1)のような支援体制・連携体制の整備の他に、ケース検討や会議を通して、常日頃からの顔の見える関係を構築しておくことが、相談のハードルを低くして、多機関連携による適切な支援へとつながっていくと考えます。

(3) 支援フローや各種様式の整備、確実な引継

福島県で令和4年度に設置した「ヤングケアラー専門家会議」の委員からは、顔の見える関係性を構築していても、自治体等行政職員は人事異動により、ヤングケアラーについて知識・経験のない職員が担当となってしまう可能性もあるので、引継を確実にしてほしいという意見も出されており、支援フローの整備やケース会議等各種様式及び研修資料等の整備等に努めることも大切です。

2 多機関連携による個別支援体制づくり及び地域課題の抽出と資源開発

(1) 多機関連携による個別支援体制づくり

ヤングケアラーの置かれている家庭状況は、経済的困窮や介護が必要な状況など様々な課題が複合的に絡み合っている場合も多く、分野の垣根を超えた多機関連携による支援が必要となる場合が少なくありません。常日頃から連携している機関以外の他分野の機関とも連携が必要になることもあります。連携する可能性のある機関やその役割を情報収集し、整理しておくことが必要となります。

福島県内の市町村に対し、要対協の個別ケース会議の構成員について令和3年度から追加または出席が増えた構成員について回答を得たところ、SSW、SC等学校関係者が最も多く、次いで少年サポートセンター、相談支援事業所等という結果でした。こどもの生活の大半は、学校で過ごす時間であるため、学校等教育現場でヤングケアラーに気づくことも多いと思います。SSW、SCが学校と市町村等地域福祉の橋渡し役となって連携を深めることは個別支援体制づくりにおいて大事なことです。

また、多機関が連携する際には、機関を横断して情報を集約したり、サービス利用を調整したり、機関同士の橋渡しができる連携の調整機関、調整役を決めることが重要です。

(2) 地域課題の抽出と資源開発

個別ケースの支援を重ねると、地域における支援を要する共通の課題が明らかになってきます。明らかになった地域の課題を整理し、子育て世帯訪問支援事業（訪問家事支援サービス）等の新たなサービスや支援施策の検討、体制の構築に反映させることが重要です。そのためには、要対協の実務者会議、代表者会議の活用なども考えられます。

3 家族全体を支援する視点及びアウトリーチによる支援の重要性

(1) 家族全体を支援する視点

ヤングケアラーの家庭は、こどもが家事等やケアを担うことにより、家庭内のバランスが何とか取れている状況であり、ヤングケアラーが家事等から抜けられない状況に陥っています。その状況を解決するにはヤングケアラー本人に加え、その家族も含めて支援していく必要があります。そのため、家族全体を見る視点が重要となります。例えば、家族に病気や障がいを抱えた人がいる際には、障がい福祉部門をはじめ高齢者福祉部門等様々な機関・部署が連携し、多方面の課題を包括して把握し、福祉サービス等の提供につなげることで、こどものケアの負担を軽減することにつながる場合もあります。

(2) アウトリーチによる支援の重要性

こどもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内での役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくありません。家族も同様に自覚がない場合もあります。あるいは自覚はあっても外部に相談する、サービスを利用するという認識がない場合もあります。そのため、潜在化しがちなヤングケアラー及びその家族に対し、アウトリーチ（支援者が訪問等により支援が必要な人を発見し、情報や支援を積極的に届ける）が重要となります。

4 支援機関・支援関係者・地域住民向け人材育成・研修

ヤングケアラー支援においては、早期発見・把握や適切な支援が重要であり、そのためには多くの支援機関・支援者が、ヤングケアラーに関する理解を深め、課題を共通認識し、各地域において適切な支援が図られることが重要です。そのため、福島県では、支援機関・支援者を対象とする WEB による研修会、教育庁と連携した研修会への講師派遣、地域ごとに顔の見える関係の構築や支援機関相互の対応力の向上を目指して、実践的な事例検討を取り入れたグループワークによる研修会を県内各方部で開催しています。また、市町村等の求めに応じてヤングケアラーコーディネーター等の研修講師を派遣しています。

市町村においては、「気づく」、「見守る」、「信頼できる大人」を増やすため、地域住民に対する草の根的な研修会への積極的な対応を行っているところもあります。

5 地域住民・児童生徒向け周知啓発

地域全体でヤングケアラーについて理解し、「気づく」、「見守る」、「信頼できる大人」を増やすため、県広報誌や市町村においてはリーフレット等による周知啓発を行っています。また、児童生徒向けには、ヤングケアラーカードやSNS相談窓口のチラシによるヤングケアラーの理解や相談窓口の周知などを行っています。

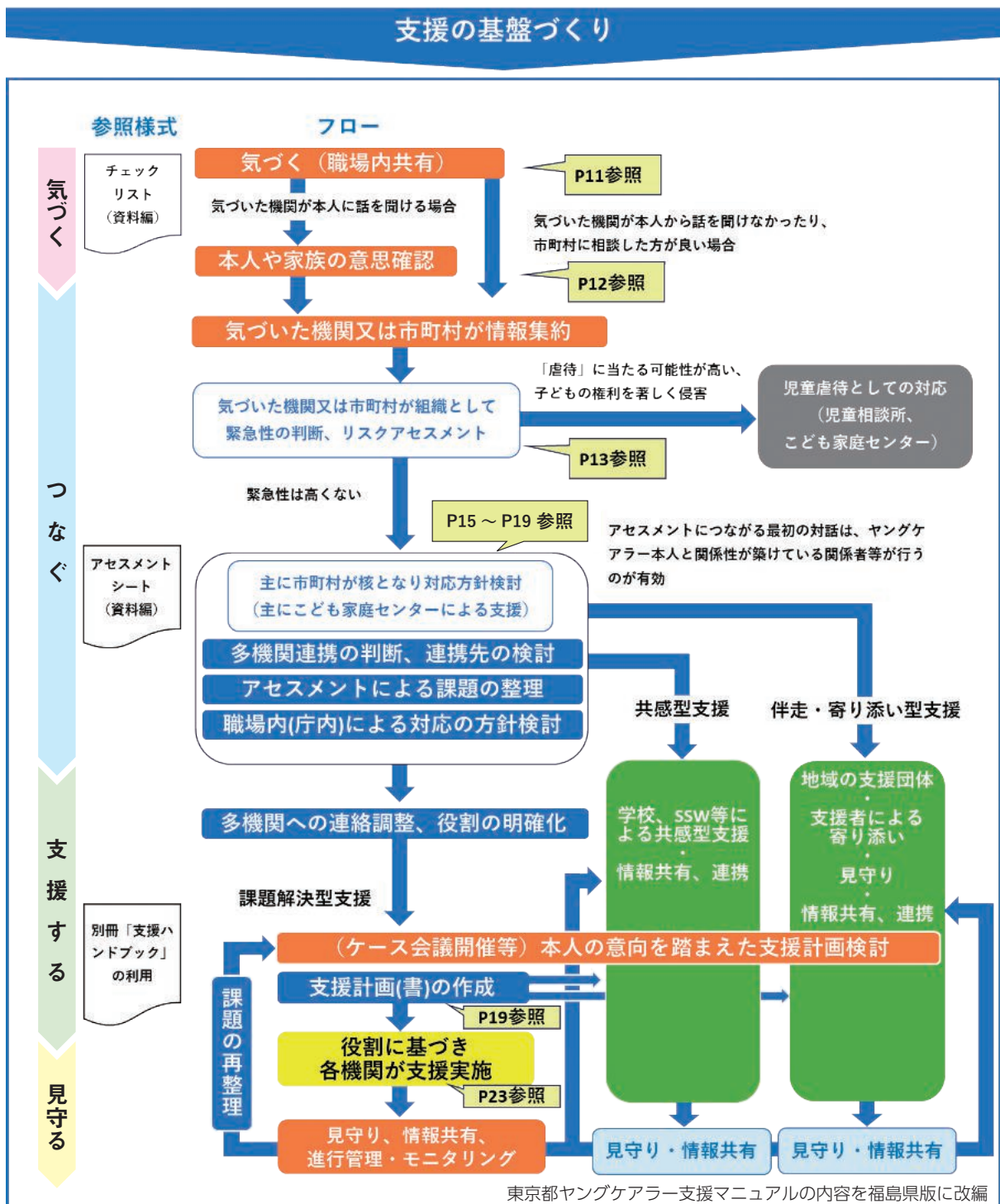
第3章

ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本的事項

基本的事項

ヤングケアラーの理解や気づくためには、周知啓発、人材育成等支援の基盤が前提としてあったうえで、「気づく」、「つなぐ」、「支援する」、「見守る」という一連のフローが支援の基本となります。ここでは、全体像を記載しています。

図3-1 ヤングケアラー支援の全体像



1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る	
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成（ケース会議）	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング	

1 気づく ①ヤングケアラーの発見

基本的事項

ヤングケアラーに気づく（発見する）ためには、前提として、**本人や関係者、周りの大人が「気づく」ための人材育成、周知啓発等が重要**です。

前述のように、ヤングケアラーは、自らがヤングケアラーだと気づかず、また相談する場合は少なく、関係者や周りの大人が「気づく」ことが重要です。

ここでは、「**ヤングケアラーと思われるこどもに気づく**」ためのポイントや留意点について記載しています。

ポイント1

周囲が気づくためには、学校、福祉、介護、医療等様々な関係者が、日々の業務を通して、「ヤングケアラーが身近にいるかもしれない」という意識を常に持ちましょう。

特に、ひとり親家庭や生活困窮家庭、家族に病気、障がいや介護の必要な方がいる家庭の場合などは、ヤングケアラーである可能性も念頭に置きましょう。

ポイント2

重要！こどもの権利が担保されているか、困っていることはないか

ヤングケアラーに気づくためのきっかけの一例〔教育・保育、高齢者福祉、障がい福祉等分野別の気づくポイントの一例として、**資料編P30を参照ください。**〕を参考にすることや、チェックする視点の可視化や各関係機関の情報共有化のため、**アセスメントシート（チェック項目）を活用する**などにより、気づきの感度を高めていきましょう。

ただし、これらはツールのひとつであり、チェックの多寡だけで判断することなく、所属する組織内で相談してみることや、家族状況の確認及び学校や地域で普段の様子や本人と話すことが出来る場合は、丁寧に聴くことが大切です。

留意点

支援者・関係者は、**家族構成や生活環境の変化**などがあった場合は、**こどもが家事を担うきっかけとなる可能性もある**ことに留意しておきましょう。

県担当のつづやき

県が令和4年度から実施している市町村からのヤングケアラー相談報告において、市町村への相談は、**学校関係者（教員、SC、SSW等）からの相談が最も多く、次いで福祉関係者や民生委員等からも多い**んです。まだまだ相談窓口の周知啓発や研修会など必要ですが、徐々に気づいてくれる人が増えているのは嬉しいですね。

元ヤングケアラーの声

ヤングケアラーのサインとしては、基本的には、**家族に病気や障がいや介護が必要な方がいれば、絶対ではないですが、ヤングケアラーかも？と気にかけていただき、大丈夫？とか余計なお節介だと思っけど心配してるとか、言っただければと思います。**あとは、私もそうだったんですが、**だんだん遅刻が増えていったり、格好が派手になったり、反抗的になるとか、そういうタイプの出方もあります。**大事なのは、ヤングケアラーの該当の有無より、**困っている**ことがないかに焦点を当てて支援につないでいくことだと思います。

図3-2 県内の実践事例（資料編 P29参照）

児童・生徒に気づいてもらうために、郡山市では児童生徒に周知啓発用リーフレット（左記）を配布しています。そのリーフレットは、該当があればチェックが入れられるデザインで、【相談に繋げるためのツール】として活用し、その結果、相談対応に繋がった事例がありました。

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る	
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成 (ケース会議)	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング	

1 気づく ②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮

基本的事項

- ・ヤングケアラーと思われるこどもに気づいた場合、**本人や家族が、現在の状況や支援の必要性をどのように考えているか、といった意思や希望を確認することが重要**です。これにより、負担軽減を図ることが、ケアが将来にわたる可能性を軽減し、**本人の将来の選択肢等の幅が広がることにもつながります**。
- ・意思確認により、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐとともに、**本人や家族との信頼関係を構築していく上でとても大切なこと**です。
- ・**自機関で意思確認や緊急性の判断が難しい場合は、PI5の⑥の項目と同様に市町村へ相談し、つないでください**。

◆ 本人や家族の意思を確認する際のポイント（国マニュアルより一部抜粋）

ポイント1

- ・虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、**あくまで本人や家族の意思を尊重**する。
- ・ヤングケアラーにとって、ケアが生きがいになっている場合もあります。**ケアをしていること自体は否定しない**ようにし、本人の負担になっていないかなど、**一緒に考え、こども自身の理解や納得を得た上での支援**がとても大切です。
- ・ヤングケアラー**本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向ける**だけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられます。

ポイント2

- ・ヤングケアラー本人や家族は、**当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割**があります。また、家族がこどもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの**想いやプライドを尊重する姿勢**は極めて重要です。
- ・最初の**信頼関係づくりがとても大切**です。「大変だったね」等本人に共感することばを掛けながら、話を最後まで丁寧に聴く、困った時は何でも言ってよいという声かけをしておくことが大事です。

留意点



本人は、支援を受けることへの抵抗感や、家庭環境を周囲や第三者に知られたくないと感じる場合があります。また、**本人からの相談内容を家族に伝える場合は、本人の了解を得て行うことが重要**です。本人以外の第三者に知られないように、**プライバシーに十分な配慮が必要**です。

すぐに意思確認や同意が得られない場合は、いつでも困った時は相談できることを伝えておくことが大切です。

信頼できる大人の存在がヤングケアラーを助ける



県担当者の
つばやき

本人と家族の希望や意向が異なる時はどうしたらよいか、困ることもありますよね？



専門家会議
アドバイザー

・本人と家族の意思や要望が異なることもあると思います。その場合も、家族ありきではなく、**ヤングケアラーであることも中心の支援はどのようなものかを検討することが大切です**。
・本人にはどんな形でも良いが日常生活の中で気になったことを「ここがちょっと心配」、「何かあったのかな？」というような声かけをしていく。その時にすぐに答えがなかったとしても、**声かけを続け、「この人なら話を聞いてもらえるかも」という雰囲気を作っていくことが大事**です。とにかく会って話をしてつながり続ける。その中で生活体験を増やしていきながら、こどもの世界を広げ、頼っても良いと思える大人を増やしていくことが大事です。

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成(ケース会議)	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

2 つなぐ ③本人同意・情報共有、④リスクアセスメント、⑤緊急性の判断

基本的事項

③本人同意・情報共有

意思確認後、個人情報に関係機関と共有する際の前提として、**ヤングケアラー本人や家族から同意を得ることが必要**となります。**早い段階で多機関連携を視野に入れた同意を得ておく**と、**支援が迅速で円滑に行うことができます**。情報共有先でも個人情報が守られることを伝え、安心してもらうことが大切です。

④リスクアセスメント、⑤緊急性の判断

虐待や緊急入院を要する場合など、こども本人や家族の命に危険が及んだり、重大な権利侵害がある場合は、気づいた機関がその時点で、本人の同意がなくても速やかに関係機関で情報共有し、対応することが必要です。

リスクアセスメントを行い、緊急での介入が不要と判断された場合であっても、**その後の状況変化によって、緊急介入が必要になる可能性があることに留意**しましょう。

ポイント1 本人同意・情報共有

情報共有について、**本人の同意が得られていない状態**だが、支援が必要かもしれないと思われる場合は、**個人が特定されないように氏名等は伏せ、ケースの状況について、市町村の相談窓口や学校内であれば対応に長けているベテランの教師、SSW等の専門職に相談**すると良いでしょう。

ポイント2 本人同意・情報共有

市町村によるヤングケアラー支援を行う場合は、**「要対協」の個別ケース会議で検討する必要が生じた時点で管理ケースとして登録している市町村が多い状況**です。これにより、関係機関間での情報共有がしやすく、的確な支援につながります。
※「要対協」は各市町村に設置され、警察、保育所、小・中・高校、医療機関、福祉施設などを中心として多機関で構成されており、**ケース情報を共有することは情報漏洩ではなく、支援目的であれば情報を共有しても良いという法律になっています**から、**多機関が一堂に会してケースの支援検討がしやすい**と言えます。



緊急性の判断は、以下の3つのレベルで整理していくと良いでしょう。

図3-3 リスクアセスメントによる支援の必要性・緊急性の判断

ヤングケアラー家庭におけるリスクの段階

要保護レベル

- ・「虐待」にあたる可能性がある
- ➡ **支援の緊急性が高い**

要支援レベル

- ・支援を必要としている
- ➡ **個別またはネットワークでの支援が必要**

要配慮レベル

- ・周囲に気づかれていないが、本人が苦痛を感じている可能性がある
- ➡ **時々声をかけたり、ネットワークでの見守りが必要**

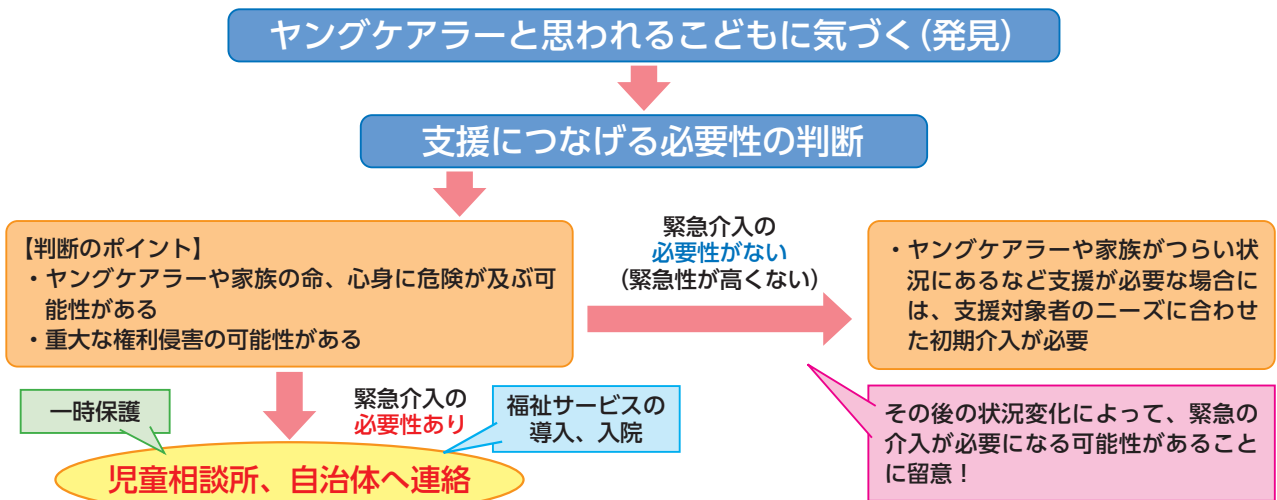
参考：ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成（ケース会議）	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

再確認 「1 気づく」から「2 つなぐ」までの項目を振り返りながら、再確認してみましょう。

図3-4

リスクアセスメント、緊急性の判断



【本人同意・情報共有について】

ヤングケアラー本人や家族の同意が、全ての人から得られるとは限りません。同意が得られない場合として以下の3つの対応が考えられます。（市町村における取扱い）

- (1) 児童虐待防止法に基づく要対協ケースとして取り扱う。
- (2) 自治体の個人情報保護審議会で承認を得る。
- (3) 児童福祉法上の「要保護・要支援児童」の発見と捉え、同意を得られずとも、個人情報を共有する。

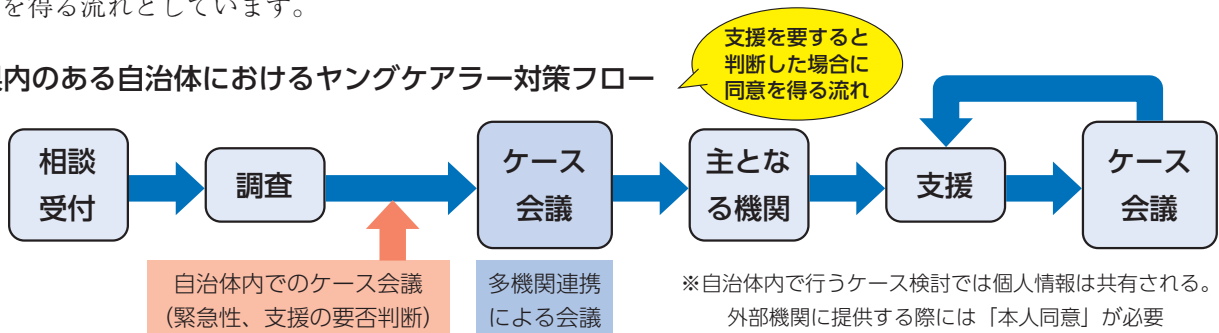
実際に支援を導入する際は個人情報をやり取りしないといけませんので、(1)以外のケースは、原則として(2)の手続きにより情報の取扱いを検討することになります。ただし、(3)の場合は、個人情報保護の例外的な取扱いとして「法令に基づく場合」（児童福祉法第21条の10の5第1項に規定）に該当し、本人の同意がない情報提供でも個人情報保護法違反にはなりません。

以下は、ヤングケアラー本人や家族の同意を得る前の段階における市町村内部における検討の状況及びその後の支援フローについて、県内の実践事例を記載しています。

図3-5 県内の実践事例

県内のある自治体においては、最初から同意が得られている場合以外は、学校等から自治体（教育委員会の組織である児童福祉関係課等）に相談があったケースについて学校教育関係課を含めた内部で検討し、支援を要すると判断した場合に、ヤングケアラー本人や家族に関わっている学校等の支援者が中心となり、同意を得る流れとしています。

県内のある自治体におけるヤングケアラー対策フロー



1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成 (ケース会議)	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

2 つなぐ ⑥多機関連携の必要性の判断～⑧責任を持つ機関・部署の明確化

基本的事項



専門家会議
アドバイザー

小・中学校から高校に情報をつなげていく際には、進学の不利益になる可能性への考慮や、居住地外の高校となることもあり、**情報共有が難しく、途切れてしまう可能性もあります。**継続が必要な場合は、**本人の同意を得て、きちんと切れ目なくつないでいくことが大切です。**

⑥多機関連携の必要性の判断

本人から聞き取った情報や、家庭環境等の情報から、**アセスメント（アセスメントシートの一例として資料編 P31～32を参照。）**を行い、**気づいた機関のみでの対応可否の判断及び多機関連携の必要性や連携先機関を検討**します。すべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーの置かれている家庭状況が、経済的困窮や介護が必要な状態、精神疾患など**様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組むことが求められます。**

自機関・部署で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前の段階で、自機関内で情報整理し、**身近な市町村に相談しましょう。**（**県内市町村のヤングケアラーに係る各種相談窓口一覧は、資料編 P34を参照。**）

⑦連携先の確認

ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関・関係者（以下「関係機関・者」という。）として、次頁の図3-6のような機関等があります。**主な支援機関の機能や役割及び各種提供サービスは、別冊の「ヤングケアラー支援ハンドブック」**を御覧ください。本人及び家族が抱える課題や背景は複雑であり、また、支援の意向も様々なことから、多様な関係機関・者が協力して支援することで、必要な支援につながると言えます。

⑧責任を持つ機関・部署の明確化

関係機関等の情報を集約し、多機関連携の総合的な調整を担う「機関・部署」の中心的な機関として、福島県では、各市町村が相談窓口を設置していますが、どの機関が、責任を持つ機関・部署とするかは、ケースに応じて明確化していくことが大切です。

なお、相談する機関と相談先の機関が、課題の認識や支援の方向性について共通理解し、一体的な連携を図っていくことが重要です。



【機関ごとの視点の違いについて】

それぞれの機関の間で、アセスメント内容や課題の捉え方、視点や価値観の違いから、事案に対する「評価が異なる」ことがあります。

また、評価が異なる事で、介入の可否の判断に見解の相違が生じることもあります。

連携機関が情報共有を行い、判断に至った思考プロセスを共有することで、相互の理解を深め、不足している視点を補完し合うことが可能となります。

今後ヤングケアラー支援に関する研鑽を積んでいき、様々な視点から事案を捉えることが出来るようになることで、「判断の精度」も高められていくのではないのでしょうか。



【県内の多機関連携の状況】

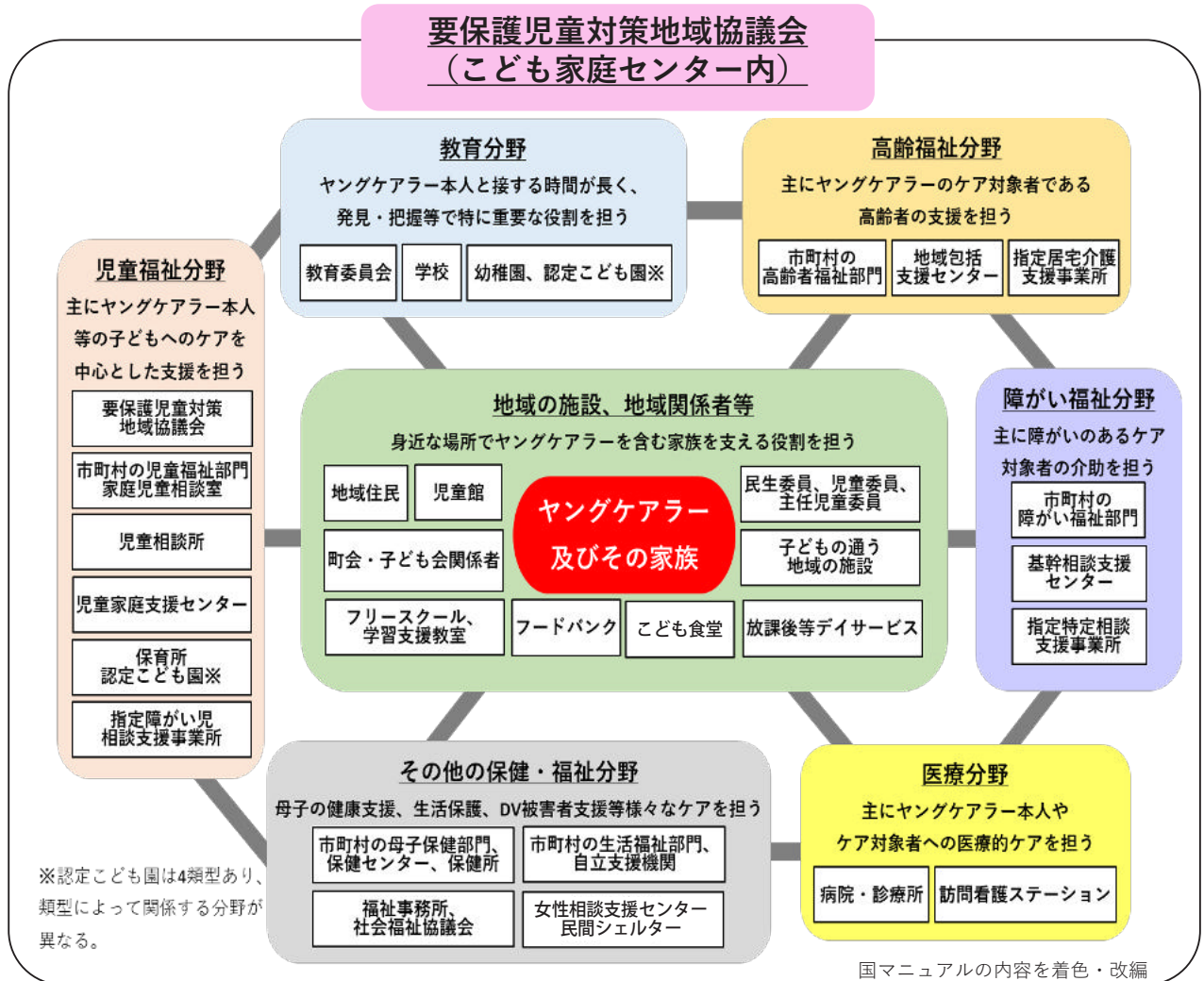
市では長年にわたり「養護相談」〔ヤングケアラー相談については、**養育困難児等虐待以外の環境的問題に関する相談として位置づけている**〕が関係機関にも定着しており、濃淡はありますが、既にネットワークは出来ています。

また、町村においても、顔の見える関係で、学校、地域包括支援センター、市町村等多機関による連携が円滑に行われているところが多い状況でした。



1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る	
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成 (ケース会議)	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング	

図3-6 ヤングケアラーとその家族を支える関係機関



県：支援者支援 市町村等支援機関が支援体制を整備し、支援に取り組んでいけるよう支える。
(実態調査、周知啓発、研修等による人材育成、相談体制の強化等)

ヤングケアラーに係る直接的な相談窓口は、**市町村に位置づけています。**
市町村内では、児童関係課（主に要対協所管課）一本で受けるところと、児童・介護・障がい・教育等各課など複数の相談窓口で受けるところがありますが、いずれにしても、窓口となる部署を中心に、庁内各課や関係機関が連携し、必要に応じて個別ケース会議等を開催し、情報共有と具体的な支援内容や役割分担を明確にしていきます。今後は、**市町村に設置される「こども家庭センター」が中心**となり、ヤングケアラーの相談対応も一元的に行っていきます。
また、福島県は、市町村等支援機関が支援体制を整備し、支援に取り組めるよう、ヤングケアラー支援の強化及び推進を図っていきます。

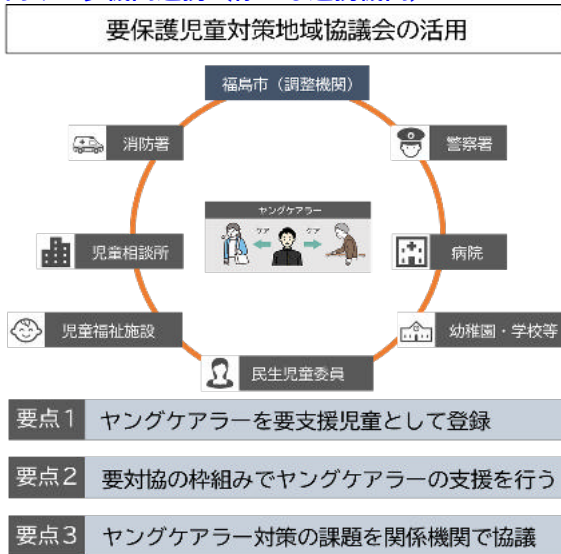
1 気づく		2 つなぐ		3 支援する	4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成 (ケース会議)	⑪支援の実施 ⑫見守り、情報共有、進捗管理、モニタリング

図3-7は既に「こども家庭センター」を設置し、その中でヤングケアラー対策も行っている福島市の事例です。介入を要するヤングケアラーの場合、「要支援児童」に位置づけ、要対協管理ケースとして管理・支援を行っています。

県内の実践事例【こども家庭センター及び要保護児童対策地域協議会を活用】

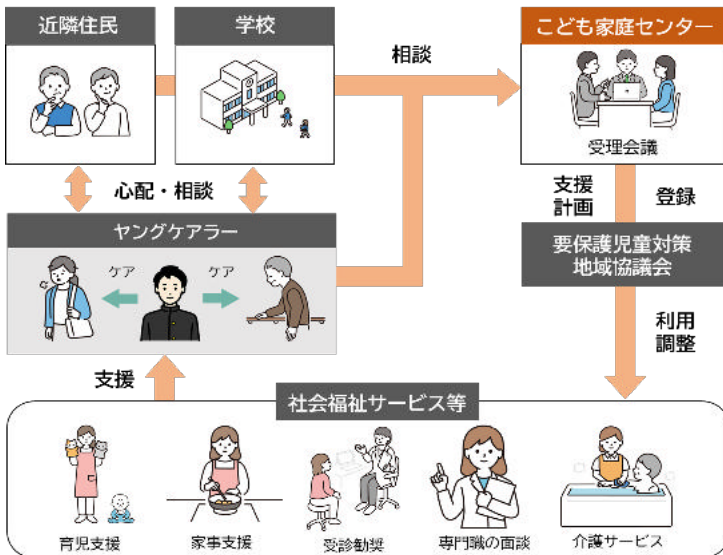
図3-7 福島市におけるヤングケアラー支援

円滑な支援に向けた多機関連携【様々な連携機関】



機関名等
1 福島市（調整機関）
2 福島県庁
3 福島県中央児童相談所
4 福島県福島警察署
5 福島県福島北警察署
6 福島県北保健福祉事務所
7 福島県子どものための相談支援センター
8 福島市小学校長会
9 福島市中学校長会
10 社団法人福島市医師会
11 社会福祉法人青葉学園
12 社会福祉法人福島愛育園
13 社会福祉法人アイリス学園
14 福島市民生児童委員協議会
15 福島県医療ソーシャルワーカー協会東北支部
16 福島市私立認可保育施設連合会
17 福島市子育て支援センター連絡会
18 児童家庭支援センターあおば
19 母子生活支援施設福島教育ハイム

相談から支援までの流れ



要保護児童対策地域協議会の会議の流れ



市担当者

こども家庭センター及び要対協を活用したヤングケアラー支援について

- こども家庭センターのソーシャルワーク機能で「ヤングケアラー相談」に対応しています。
- 支援体制整備に関しては、要対協の活用は有用です。
- 子育て世帯訪問支援事業も今後利用できるよう考えています。
- 今後はヤングケアラーコーディネーターの配置も重要なので検討中です。
- 社会的認知度向上には、出前講座で周知を図っています。

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成（ケース会議）	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

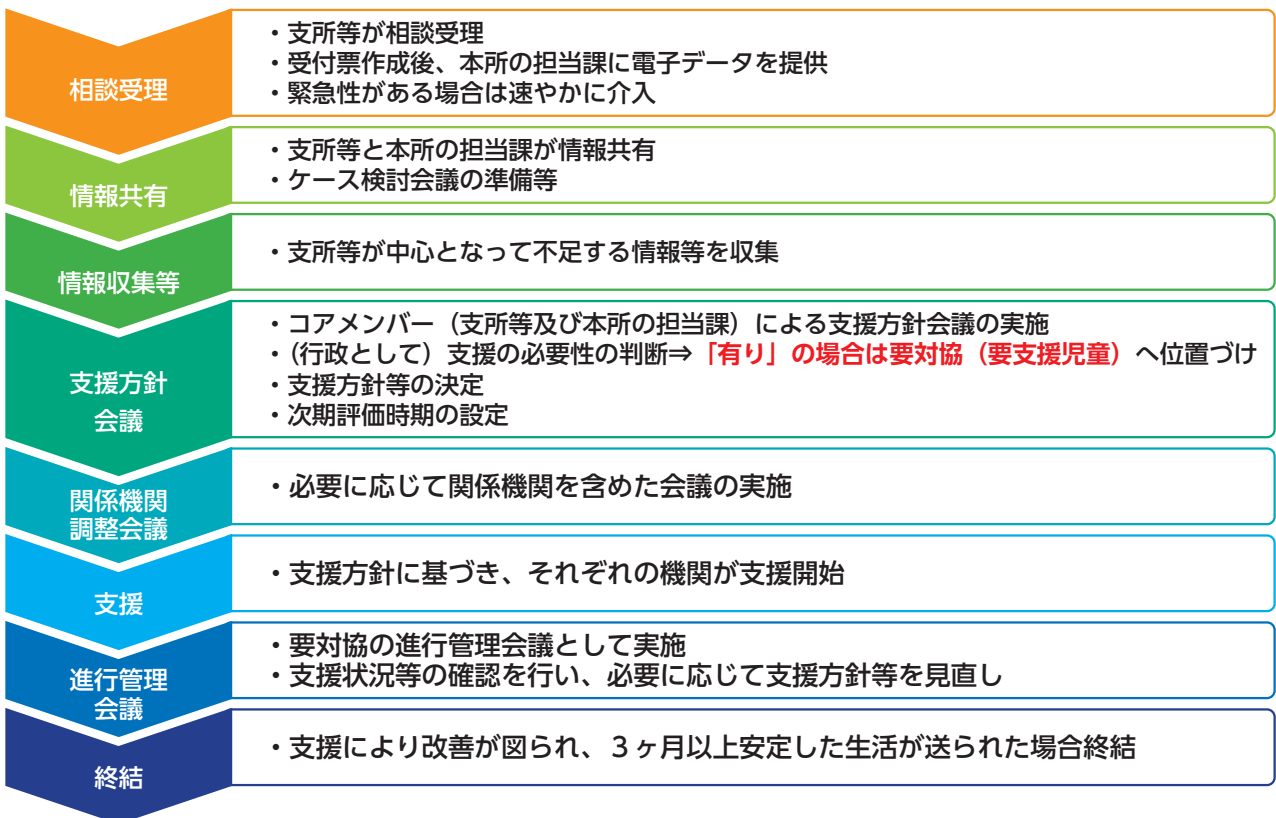
県内の実践事例 【「養護相談」に位置づけ、児童虐待相談のフローチャートに準じて支援】

自治体におけるヤングケアラー支援フローチャート（子ども虐待対応フローチャートに準ずる）

県内のある自治体では、ヤングケアラー支援についても、「子ども虐待対応フローチャート」に準じて、以下の流れに沿って対応しています。

- [1] 相談⇒「相談受理受付票」を作成⇒内部関係者による「**受理会議**」開催。⇒リスクアセスメントを行い、必要時、緊急性の判断及び介入を行う。
- [2] 緊急で介入する必要がない場合は、受理した部署が「**支援方針会議**」（ケース検討会議）のための情報収集を行う。支援方針会議において、（行政として）**※支援の必要性の判断**をする。
 ※判断項目①こどもの権利が侵害されているか、②ヤングケアラーの状態像に該当するか、③こどもが果たす役割が過度な負担になっていないか、④行政の支援により現状を改善する必要があるか
- [3] 支援の必要性「有り」の場合、支援方針及び支援方法（役割分担機関名、方法、時期）を決定する。
 次回評価時期の目安も決定（新規の評価時期：事実確認継続の場合1ヶ月後、支援開始後は2ヶ月後）
- [4] 「**関係機関調整会議**」（学校等関係機関と情報共有し、連携した支援が必要な場合）を必要に応じて開催する。支援方針会議で決定した支援方針等に基づき、各機関が支援を行う。
- [5] 支援方針会議等で設定した次回評価月に、「**進行管理会議**」を開催する。
- [6] 支援により改善が図られ、**3ヶ月以上安定した生活を送られた場合には、支援を終結**する。

図3-8 ヤングケアラー支援フローチャートの例



※自治体名が特定されうる文言を一部改変して児童家庭課で作成

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する	4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成(ケース会議)	⑪支援の実施 ⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

3 支援する ⑨アセスメント・課題の共有、⑩支援計画の検討・作成(ケース会議)

基本的事項

⑨アセスメント・課題の共有

- ・緊急での介入は必要がないが、ヤングケアラーと思われることも(以下「本人」という。)や家族がづらい状況にあり支援が必要な場合は、初期介入をすることになります。
- ・初期介入に当たっては、アセスメント(アセスメントシートの一例:資料編 P31~32を参照)を行い、以下の項目等について把握・整理しましょう。
- ・本人や家族のニーズや意向等を含む状況を把握・整理し、総合的な情報から、課題を整理するとともに、支援方針を検討します。

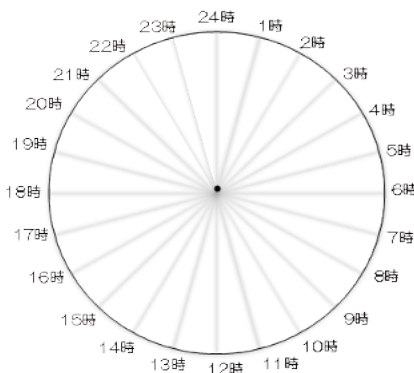
⑩支援計画の検討・作成(ケース会議)

- ・市町村等主となる機関が中心となり、多機関連携による支援計画の検討・作成や役割分担等を決めていく「ケース会議」を開催します。

主なアセスメント項目

- ① 本人が担っているケア内容や時間を把握し、必要なケアの全体像と本人が担っている部分を整理
- ② 本人の生活状況を把握するため、平日と休日のスケジュールを大まかに把握
- ③ 本人の身体的、精神的健康状況
- ④ 家族が既に受けている福祉サービス等の状況
- ⑤ 家庭の生活環境、経済状況
- ⑥ 教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利などこどもの権利が守られているか
- ⑦ 本人や家族のニーズや意向の確認

本人のケアを含む1日の過ごし方や、平日と休日のスケジュール等を図に書いてもらうと、可視化されより全体像が見えやすくなります。



次のような精神的な項目等も確認し、必要な全体像を把握、整理しましょう。

- ケアの内容・時間の他に、身体の状態や今の気持ちや助けてほしいこと
- 思いをわかってくれる人がそばにいるか、わかってほしいと感じているか
- 好きなこと、得意なこと、将来の夢、やってみたいこと等

平日の1日のスケジュール

0時	6時	12時	18時	24時

休日の1日のスケジュール

0時	6時	12時	18時	24時

ポイント「アセスメント・課題の共有」

- 本人や家族と信頼関係が築けていないと、安心して本音を話すことはできません。そのため、アセスメントは本人と関係性が築けている関係者や、既に本人及び家族と関わっている支援機関が最初の対話をするのが有効です。市町村(ヤングケアラーコーディネーターや相談対応者)がその後の支援に関わる場合は、状況に応じて、同席しておくことも円滑な支援につながります。
- 他機関・他部署で把握出来ている情報や検討中の内容を事前に確認(例:親が障がいサービスを利用中等)していくことは、概要把握や同じ質問を繰り返すことを減らし、本人等の負担軽減につながります。

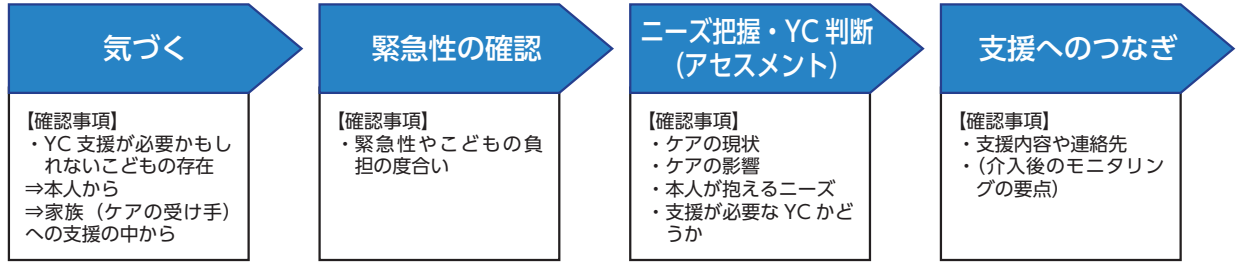
1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る	
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成（ケース会議）	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング	



今までの「1 気づく」から「2 つなぐ」までの項目を振り返りながら、一般的な支援までの流れを再確認してみましょう。

図3-10

気づきから支援までの一般的な流れ



※ YC = ヤングケアラー

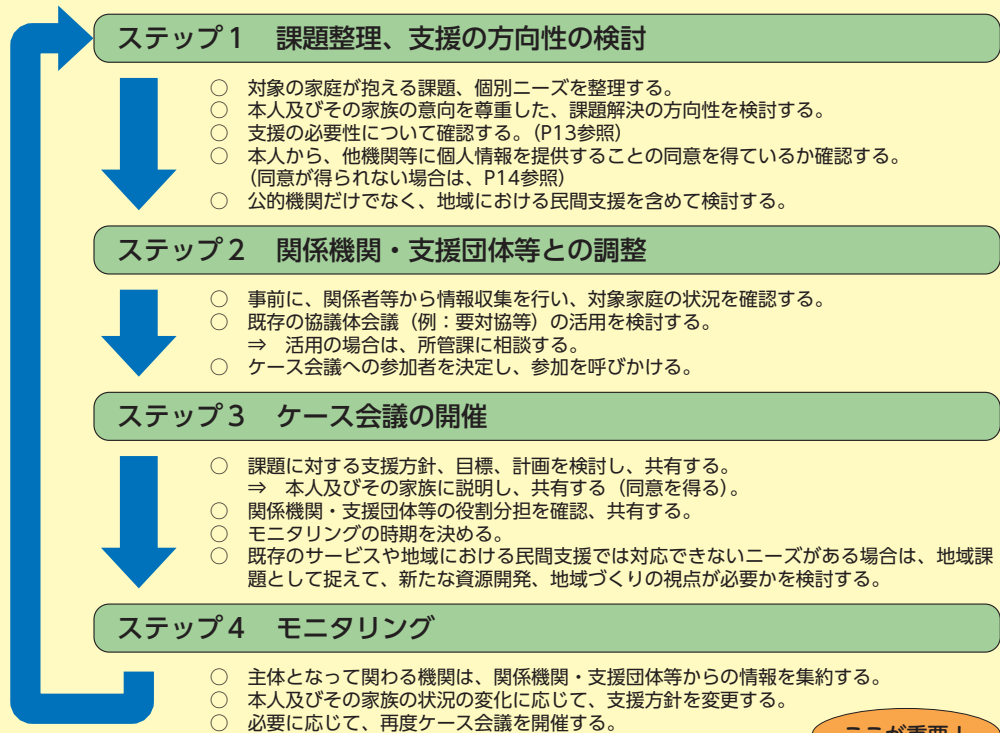
令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」
「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック（令和5年3月有限責任監査法人トーマツ）より編集



次が、連携が必要な機関を招集しての「ケース会議」の流れ（例示）です。

図3-11

ケース会議の流れ（例示）



【留意点】

- 既存の会議体を活用する場合は、その会議体の流れに基づいて実施します。
- 支援計画策定にあたっては、支援目標・計画の設定期間、進行管理の方法など（誰が、何を、いつまでに）を明確にし、関係者と共有する必要があります。

埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブックより一部改編



専門家会議
アドバイザー

ケース会議を通して、立場の違うメンバーが集まることで、いろいろな見方・感じ方、事実の捉え方があることを互いに理解することで、参加者のアセスメント力も高められていきます。

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成(ケース会議)	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング



ケース会議により、支援計画（書）を作成しますが、その様式は任意様式となります。盛り込む項目としては、以下の項目等が挙げられます。

- ①基本情報（フェイスシート）、②ジェノグラム、エコマップ（支援事例 P25参照）、③本人や家族の意向、④困っていること、⑤課題及びそれを踏まえた支援方針、⑥長期・短期目標、⑦各機関の役割と支援内容、⑧支援時期（頻度）、⑨次回ケース会議時期等

市町村において、「養護相談」の位置づけでヤングケアラーの相談対応をしているところは、新たな様式を作成せずに、養護相談関係の様式や要対協管理ケースに登録された場合はその様式を用いています。

会議記録様式としては、下記の市町村のように、ヤングケアラー向けの会議記録様式を作成しているところもあります。

県内の実践事例【ケース会議（支援方針会議）の記録様式例】



県内のある自治体では、多機関を招集してのケース会議の前に、虐待が無く、ヤングケアラーと思われるこどもに気づき、行政による支援を要すると判断した場合に、「要支援児童」とし、要対協ケースの登録について検討します。

その際に、庁内内部関係課による組織的な判断及び支援方針・支援内容の決定を行うための「支援方針会議」を開催しています。会議の記録は下記様式に基づき、記載・保管・関係課で共有しています。

図3-12 ヤングケアラー向け支援方針会議・計画票

児童本人氏名		初回計画作成日	令和 年 月 日
計画作成者所属		会議日時等	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
計画作成者氏名			

会議目的 ※必須		出席者 ※必須	
① ヤングケアラーの該当性	<input type="checkbox"/> ヤングケアラーに該当しない →記入終了 理由() <input type="checkbox"/> ヤングケアラーに該当する →記入後、②に進む 理由()	該当する児童の意見・希望 ※必須	<input type="checkbox"/> 意見確認済み <input type="checkbox"/> 意見未確認
② 行政による支援の必要性	<input type="checkbox"/> 無し →記入終了。ただし、行政による支援の必要性はないが、他の支援策等を検討した場合には、⑤に記載。 理由() <input type="checkbox"/> 有り →記入後、③に進む 理由()	家族の意見・希望 ※必須	<input type="checkbox"/> 意見確認済み <input type="checkbox"/> 意見未確認
③ 判断の根拠	<input type="checkbox"/> 子どもの権利が侵害されている <input type="checkbox"/> ヤングケアラーの状態像に該当している <input type="checkbox"/> 家庭内の役割が過度になっている <input type="checkbox"/> 日常生活に支障がある <input type="checkbox"/> その他 () →チェック後、④に進む	⑤ 総合的な支援の方針	
④ (支援を要するケースと判断した場合) 児童虐待の該当性	<input type="checkbox"/> 児童虐待に該当しない →記入後、⑥に進む →ヤングケアラーケースとして対応 <input type="checkbox"/> 児童虐待に該当する →記入後、⑥に進む →児童虐待ケースとして対応	⑥ 次回評価	→記入後、⑥に進む。ただし、②行政による支援の必要性はないも、他の支援策を講じたため記載した場合には、記入終了。

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する	4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成（ケース会議）	⑪支援の実施 ⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

支援計画の立て方

- 本人・家族の意向を踏まえて計画を立てる
- 現実的な計画のもとで、本人や家族の生活上の課題を取り扱う

【本人及び家族に提示しなければならないこと】

- 1 支援者・機関が、なぜ支援するのか
- 2 支援する目的や目標は何なのか
- 3 本人や家族に必要なことは何か（本人や家族からの要求はなくても、支援者としては必要だとして示せるもの）
- 4 具体的な関与の内容（サービスメニューやその選択によるメリット等説明）

【支援者が共有化しておくべきこと】

- 1 本人・家族の意向
- 2 各機関の役割と支援内容、モニタリング内容

本人や家族が、支援者に信頼を寄せ、助けを受けたいと思えるように日頃からの関係性が重要！

本人や家族の意思確認が大事



ヤングケアラーの支援計画作成及び実施等については、以下の重視すべき視点を念頭において支援していくことが大切です。



ヤングケアラーの支援を通して重視すべき視点

◆ 家族全体を見る視点

ヤングケアラーの問題は、本人への支援だけでは解決しないことから、本人に加え、その家族を含めた「**家族全体を見て支援する視点**」が大切です。

◆ アウトリーチによる支援の重要性

アウトリーチのメリットとして、支援者が実際に家庭を訪問することで**家庭の状況**や本人を含む**家族の状況**が一目瞭然となり、**タイムリー**にサービスや制度の情報を提供することができますので、重要な支援の1つと言えます。詳細は、第2章を御覧ください。

専門家会議
アドバイザー

さらに、このような観点を踏まえて支援について考えていきましょう！

支援目標の考え方について＜当事者参加＞

支援目標が「**社会資源を利用する**」に留まることなく、その先を見据え、ヤングケアラーのみならず**世帯のそれぞれに焦点を当てる**ことが大切です。家族内にどのような変化があったのかを注意深く見守り（モニタリング）、その変化は**当事者世帯が望んでいたものなのか**、それぞれの自立に向かっているのか等を確認していきましょう。いくつかのステップ（タスクゴール）を経て目標に向かっていくこともあります。どの場面においても当事者家族と支援関係者とで一緒に目標を確認していくことが大切です。

現在の利用契約に基づくサービス提供の課題

現在の多くのサービスは利用契約に基づく契約者へのサービス提供が中心です。**世帯全体を対象とした「生活上の課題」に対して、支援するサービスは多くはありません**。契約者の一個人を支援することが基本となり、世帯全体を捉えて支援することは難しいのが現状です。また、このことが契約を望まない人への援助が難しい状況を作り出してしまいう側面があります。**当事者世帯との丁寧な関わりと、地域での柔軟なサービス提供の仕組み（従来の制度を超える検討）**が求められています。

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成（ケース会議）	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

3 支援する ⑪支援の実施

基本的事項

- ・連携が必要な多機関を招集してのケース会議等により、「支援計画」を作成し、それに基づき、各機関が実際に支援をしていきます。支援計画書〔任意様式〕は、会議主催機関等がまとめ、会議出席機関等連携が必要な機関と共有しておきましょう。
- ・P7の図1-5「ヤングケアラー支援対策イメージ」で前述したような以下の3つの支援の組み合わせにより支援していくこととなります。

図3-13

支援のパターン

型	内 容	主な支援機関想定
伴走・寄り添い型支援	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭に次いで、こどもにとって最も身近な地域における会話や見守りによる支援。 ○こども食堂や勉強の支援を受ける中でなじみの職員にちょっとした話を聞いてもらったり、登下校の際に、児童の見守りを行う民生・児童委員等と会話する等、本人が精神的な安らぎを感じちょっとしたことを話せる、日常の中の寄り添い。 ○地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援（介護保険基本計画の見直し等） 	学校関係者 民生委員・児童委員 福祉介護関係者 こども食堂
共感型支援	<ul style="list-style-type: none"> ○日常ではケアの悩みを共感できる人がいない等の場合に、同じヤングケアラーの立場のこどもや元ヤングケアラーに話を聞いてもらったりすることで、徐々に自分の気持ちを安心して話せるようになる。 ○思いを聞いてもらい、年上のケアラー等から経験者としての助言や経験談を聞くことで、選択肢を広げられるようになる。 ○寄り添ってくれる人がいることが安心感や精神的な負担の軽減につながる。 	学校関係者の相談対応 SNSなどの相談窓口
課題解決型支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアを受けている家族向けや本人向けの行政等による福祉サービス等の提供。（介護保険事業計画への反映） ○家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の利用勧奨・措置。 	市町村等

東京都ヤングケアラー支援マニュアルの内容を改編

ポイント1

事前に決めておいた時期や状況による「定期的なケース会議」の他に、下記のような状況の変化等により、必要時に「ケース会議」を開催していくこととなります。

重要な状況変化については、報告・連絡のフローを作成しておき、もし、ヤングケアラーコーディネーターが配置されている市町村であれば、そこに集約するなどして、各機関共有しておきましょう。

● 支援による状況の変化

支援計画に基づき各機関が支援を開始したことで、状況に変化が生じてくることもあります。

● 家族の状況（例：祖父母の死亡等）、ケア対象者の状況（例：状態悪化による緊急入院等）、本人の状況（例：欠席が少なくなった等）の変化

ポイント2

支援当初は、「伴走・寄り添い型支援」、「共感型支援」で寄り添っていくことで、ヤングケアラー本人の心を開いていくことにつながっていく場合が多いでしょう。この2つの支援は、当初以降も必要な場合が多い支援となります。




ヤングケアラー支援は、課題解決型支援で解決することはほとんどなく、3つの支援を上手に組み合わせる必要がある場合があります。また、すぐに解決することはあまりないと思ってじっくり向き合い、支援することが必要です。

1 気づく		2 つなぐ		3 支援する		4 見守る
①ヤングケアラーの発見	②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	③本人同意・情報共有 ④リスクアセスメント ⑤緊急性の判断	⑥多機関連携の必要性の判断 ⑦連携先の確認 ⑧責任を持つ機関・部署の明確化	⑨アセスメント・課題の共有 ⑩支援計画の検討・作成 (ケース会議)	⑪支援の実施	⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

4 見守る ⑫見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

基本的事項


- ・ 進行管理、モニタリング（ケース会議により、各機関の支援内容の他に、どの機関が、いつの時期に、どのような状況把握や進行管理をしていくのかが明確になっているので、その内容に基づく管理、モニタリング）を行う中で、支援の実施や家族の状況等により、ケア負担の変化等が生じたり、ライフステージ等に応じ、支援方針や内容も変化していきます。
- ・ 支援関係者間で、情報を共有し、早期に変化に気づけるような体制、見守りを行っていくことが大切です。また、支援方針や内容の見直しが必要な場合は、図3-14のように、再度課題の共有、アセスメント、支援計画の検討を行い、見直していくことになります。



県担当者

ヤングケアラー支援の一般的な一連の流れをP10及び下記図3-14により、再確認してみましょう。

これらの支援の流れにおいて、**重要な視点は、家族全体を支援する視点、アウトリーチによる支援**となることも念頭におきましょう。

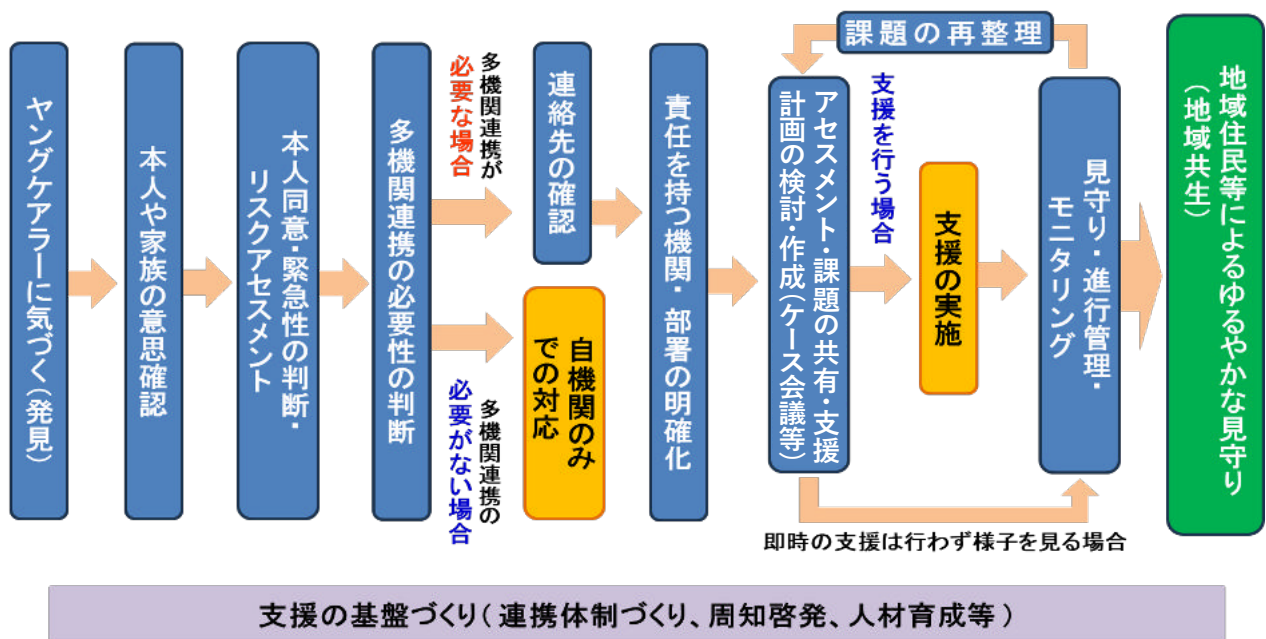


**専門家会議
アドバイザー**

ケアが終結した後も、地域住民等による緩やかな見守り（例：こどもの居場所づくりや民生委員・児童委員による見守り等）等が大切です。



図3-14 ヤングケアラー支援の一般的なフロー



※ 国マニュアルの内容を改編

県内の支援事例

1 保護者が不在にしていることが多い世帯の事例					
○ヤングケアラー本人の情報					
性別	女	年齢	10歳	学年	小学4年生
○家庭状況 父（40代）、長女A（小学4年生）と長男（小学1年生）の父子世帯。父は県外で仕事をする事が多く、平日の夜は子どもだけで過ごしていることがある。父が不在の間はAさんが長男の世話を担い、食事は父が置いていったお金で弁当を買うなどして食べている。					
○ケアを要する家族の状況 長男：幼い					
○本人の行うケアの内容等 幼い弟の世話					
○把握・相談経路（気づきの経緯） 学校⇒市町村子ども関係部署 以前から学校が心配して見守りやSSWによる家庭訪問等を行っていた。相談窓口に繋ぐことについて父から了承を得たため、学校から市町村子ども関係部署へ連絡した。					
○本人や家族の認識（意向） 学校と市町村子ども関係部署が確認 ・父は、仕事で不在な時間が多く、Aさんに負担をかけていると感じており、支援を受けることを希望している。 ・Aさんは、長男の世話が嫌なわけではないが、友達と遊んだり勉強したりする時間がもっと欲しいと思っている。					
○支援の視点（課題解決の方向性） 調整役：市町村子ども関係部署 ●Aさんの子どもとしての時間の確保 ・Aさんが友達と遊んだり、勉強したりできるよう、市町村子ども関係部署は子育て世帯訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）を導入する。 ●継続的な見守り体制の構築 ・学校による見守りを中心に、市町村子ども関係部署、ヘルパーが継続したモニタリングを実施する。					
○把握当時の支援・サービス利用状況 該当なし					
○連携した支援の内容 ・市町村子ども関係部署市町村子ども関係部署が子育て世帯訪問支援事業（自己負担なし）を導入したことにより、食事の支度や掃除、長男の見守り等がヘルパーによって行われるようになった。その結果、Aさんが放課後遊びに出かけたり、勉強したりする時間が確保されるようになった。 ・現在の支援は対処療法的な支援であり、家庭の状況の根本的な解決策にはならない。今後、父の働き方を考えていく必要があり、機会を見て父と次のステップにいけるようどうしていくか話をしなければならないと考えている。					
<div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>このように、サービスを利用するのがゴールではなく、モニタリングで家庭の変化が見守り、その変化は当事者世帯が望んでいたものなのか、それぞれの自立に向かっていくのか等を確認することが大切です。</p> </div>					
○ジェノグラム ※支援前後の変化					

※個人の特定を防ぐため、事例の一部を改変して掲載しています。

県内の支援事例

2 幼いきょうだいらの世話をしている世帯の事例

○ヤングケアラー本人の情報

性別	女	年齢	11歳	学年	小学5年生
性別	女	年齢	9歳	学年	小学3年生

○家庭状況

母（30代）、長女A（小学5年生 / 特別支援学級 / 療育手帳B所持）、二女B（小学3年生 / 特別支援学級）、二男（小学2年生）、三女（5歳 / 幼稚園 / 弱視）、三男（3歳 / 幼稚園 / 弱視）の母子家庭。
 母は夜間に就労しており、終業後はそのまま交際相手のところに出かけるため、帰宅しない。生活は困窮しており、水道が止まっている。母によると「母方祖父はしつづけに厳しく、母親がきちんとしてと言われ、障がいにも理解がないので辛くなり、上の子（AさんとBさん）に下の子たちをみてもらっている」とのこと。祖母は時々本児らの様子を見に来ている。

○ケアを要する家族の状況 二男、三女、三男：幼い

○本人の行うケアの内容等

Aさん：三男の着替えやオムツ交換、夜泣きした際のケア、二男が失禁した際の処理
 二男・三女・三男に食事として家にあるものを食べさせる
 Bさんを含めたきょうだい全員の登校及び登園の送り出し
 Bさん：Aさんが行っている上記のケアの補助

○把握・相談経路（気づきの経緯） 薬局→児童相談所（以下、児相） / 市町村こども関係部署

自宅の近隣の薬局から、AさんとBさんだけで夜に公園で裸足で遊んでいるのをたびたび見かけるとのことで、児相及び市町村こども関係部署に通報が入った。

○本人や家族の認識（意向）市町村こども関係部署が確認

・AさんとBさんは、母と一緒に暮らしたいが、本当はきょうだいの面倒は見たくないと思っている。
 ・母からは、就労があるので上の子たち（AさんとBさん）に下の子をお願いするしかない。本当は面倒をみたくないから公園に行って遊んでいるんだと思う、との話が聞かれた。

○支援の視点（課題解決の方向性）調整役：市町村こども関係部署

●生活困窮の改善・生活の質の確保

・母は就労しているが、コロナ禍の影響で収入が少ない。多子世帯であることも加わって家計がひっ迫していたため、生活保護の申請をする。必須となる月1回の面談にて、生活保護課が家庭内の確認と、生活のアドバイスを行う。
 ・配食事業の週1回の利用申請を行い、Aさんが家事を担わなくても健康的な食事が摂れるようにする。

●児童への適切な療育・医療

・AさんとBさんの放課後等デイサービス利用のため、見学を調整する。また、三女・三男の弱視について眼科受診による治療へつなげる。

●継続的な見守り体制の構築

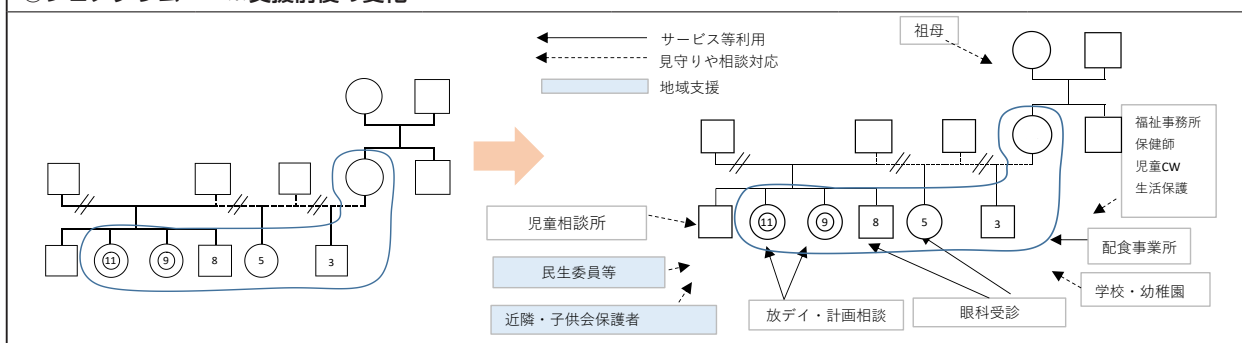
・地区の民生児童委員、近隣住民、こども会保護者等と学校、幼稚園、児相、市町村こども関係部署が同じ情報を共有し見守り等の支援体制を構築する。

○連携した支援の内容

・生活保護受給が開始された。滞っていた学校諸経費や税金等が支援の対象となり、水道が止まるなどの著しく健康を脅かす生活は改善傾向にある。母は金銭の使い方や生活の質の確保、子育てなどについて市生活保護課からアドバイスを受けている。福祉のケースワーカーや、保健師も同行訪問するなどして、経過観察やアドバイスを行っている。
 ・通報をきっかけに、母方祖母が以前よりも高い頻度で様子を見に来てくれるようになった。食材など届けてくれる。
 ・Aさん、Bさんが放課後等デイサービスの利用を開始した。計画相談担当者が母へ適切な療育についてアドバイスを行っている。
 ・近隣住民や児童委員、地域の子ども会などが、朝の登校や幼稚園バスの送り出しなどの際に見守りを行っている。
 ・学校や幼稚園から、随時市町村こども関係部署への情報提供がある。情報を共有することで、関係機関全体で同じ方向を見据えた指導やアドバイスができる体制を整えている。

サービスを活用した家庭環境調整の途中です。今後は家庭環境の変化などの状況に応じてケース会議を開催し、引き続き関係機関間で連携して必要な支援を見直していくことになります。

○ジェノグラム ※支援前後の変化



※個人の特定を防ぐため、事例の一部を改変して掲載しています。

県内の支援事例

3 精神疾患を持つ母のケアを行っている世帯の事例						
○ヤングケアラー本人の情報						
性別	男	年齢	8歳	学年	小学2年生	
○家庭状況 母（20代）、長男 A（小学2年生）、長女（小学1年生）の母子世帯。実父は母との離婚後、音信不通である。A さんは母の生活リズムや精神的な不安定さの影響を受け、遅刻や欠席、学校での不安定な感情表現が見られていた。近隣に母方祖母及び母方叔母が居住している。母と母方祖母は折合いが悪く、母方祖母からの支援を母が受け入れない状況である。母方伯母も 20 分圏内に居住しているが、新生児を含む子 5 人がおり、日常的に母のケアをするのは難しい。母方祖母は本児らの生活状況に懸念を示し、話を聞き入れない母に対し危機感と困り感を抱いていた。						
○ケアを要する家族の状況 母：精神疾患（双極性障害、アルコール依存症）、下肢不自由（杖歩行）						
○本人の行うケアの内容等 掃除、洗濯、ネット通販の受取、母の精神的フォロー、母が失禁した際の処理						
○把握・相談経路（気づきの経緯）生活保護課⇒市町村こども関係部署 母が母方伯母に付き添われて生活保護相談のため機関を訪れた際に、生活保護課が母の容態を危惧。市町村こども関係部署による家庭訪問を実施し、母子の生活状況及びヤングケアラーの実態を把握した。母方祖母とも面談し、これまでの状況の確認及び支援導入を開始する。						
○本人や家族の認識（意向）市町村こども関係部署が確認 ・母は、A さんが担う家事や母のフォローが A さんにとって大きな負担になっているとは思っていない。 ※面談の際は、母子関係に他者が介入することに拒否的な態度が見られた。 ・A さんは、母のケアを行うことに違和感を持たず、当たり前だと感じていた。面談時、周囲の大人にできる支援について簡単に説明をしたところ、母にもっと元気になってほしいこと、大人の人が（家事や母のケアを）してくれるならそのほうがホッとすると話していた。						
○支援の視点（課題解決の方向性）調整役：市町村こども関係部署 ●本児の負担軽減 ・養育支援訪問による家事支援を行い、A さんの家事負担を軽減する。 ・母の障害福祉サービスを導入し、A さんの母のケアに伴う負担を軽減する。 ●母の病状改善及び精神的な安定 ・訪問看護による通院、服薬管理及び精神ケアにより、母の精神的な安定を図る。 ・理学療法士による身体能力のリハビリケアを受け、病状改善を目指す。						支援の過程で家庭環境が大きく変化しました。現在 A さんが母のケアを担う状況ではなくなりましたが、緩やかな見守りを継続することとしています。見守りの状況を関係機関と共有することで、支援が必要になった際には、スムーズに対応することができます。
○把握当時の支援・サービス利用状況 該当なし						
○連携した支援の内容 ・総合病院への受診、母の病状改善を図る。並行して、医療的見解に基づいて行政及び医療的支援を導入するため、母と母方祖母を交えた支援者会議を実施する。 ・生活保護、養育支援訪問、訪問看護（服薬、リハビリ）を導入し、併せて障がい福祉サービス受給の手続きを進める。 ・導入後、一時的に生活状況が改善するも、母の精神状況不安定により支援拒否となる。養育支援訪問のみが支援継続となった。 ・障がい福祉サービス導入に向けた手続きも母の訪問拒否から滞りをみせ、一時停滞。母方祖母も本世帯へ自由に入りができなくなり、外部の目が入りにくい状況になる。 ・その後、母の容態が急変し、救急搬送される。アルコール摂取の影響で、臓器の一部に損傷が見られた。 ・A さんと長女は、母方祖母宅での生活となる。母が退院後、上記の経過を踏まえて母自身の生活改善に支援方針を変更し、引き続き障がい福祉サービスの導入手続きを進めている。 ・学区内にある母方祖母宅での生活を開始した A さんと長女については、学校や地域での見守りを継続することとした。						
○ジェノグラム ※支援前後の変化						

※個人の特定を防ぐため、事例の一部を改変して掲載しています。

福島県ヤングケアラー支援マニュアル ダイジェスト版

第1章 ヤングケアラーに関する概念及び実態 について

1 ヤングケアラーとは

「本来大人が担当と想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」

2 ヤングケアラーとこどもの権利

「こどもの権利」を確保することが重要

3 「子どもの生活実態に関するアンケート調査」から見るヤングケアラーの姿

高校生は「介護力」として位置付けられている。年齢が低いほど、家族をお世話をする理由を理解していない。

➔ 「気づき」が必要

4 ヤングケアラーの支援体制

「こども家庭センター中心モデル」を推奨。
ヤングケアラー＝要支援児童として、要対協で対応を検討。

第2章 ヤングケアラー支援の基盤づくり

1 支援体制・連携体制の構築・整備

各支援機関における顔の見える関係の構築、確実な引継による切れ目のない支援体制づくりが重要。

2 多機関連携による個別支援体制づくり及び地域課題の抽出と資源開発

関係機関とその役割を整理しておく。
地域課題が明らかになった際は、新たな支援施策の検討、体制構築などに反映。

3 家族全体を支援する視点及びアウトリーチによる支援の重要性

家族全体を見て支援する視点が大切。
潜在化しやすいためアウトリーチが重要。

4 支援機関・支援関係者・地域住民向け人材育成・研修

支援者が理解を深め、課題を認識し、早期発見・把握や適切な支援に繋げることが必要。

5 地域住民・児童生徒向け周知啓発

周知や研修により、「気づく」「見守る」「信頼できる大人」を増やすことが大切。

第3章 ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本的事項

1 気づく

- ① ヤングケアラーの発見
- ② 本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮

2 つなぐ

- ③ 本人同意・情報共有
- ④ リスクアセスメント
- ⑤ 緊急性の判断
- ⑥ 多機関連携の必要性の判断
- ⑦ 連携先の確認
- ⑧ 責任を持つ機関・部署の明確化

3 支援する

- ⑨ アセスメント・課題の共有
- ⑩ 支援計画の検討・作成（ケース会議）
- ⑪ 支援の実施

4 見守る

- ⑫ 見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

県内の支援事例

- (1) 保護者が不在にしていることが多い世帯の事例
- (2) 幼いきょうだいらの世話をしている世帯の事例
- (3) 精神疾患を持つ母のケアを行っている世帯の事例

資料編

郡山市におけるリーフレットを活用したヤングケアラーを相談に繋げる取り組み

郡山市では、ヤングケアラーのリーフレットを『周知啓発』のみならず、『相談に繋げるためのツール』として活用している。(一部抜粋)

ヤングケアラーとは

大人がするような家事や家族の世話を日常的にしている「子ども」のことです。

ヤングケアラーは、家族のためにこんなことをしています。自分にも当てはまるものがあったらチェックしてみましょう✓

チェック! 家族に代わり、料理や洗濯、掃除などをしている

家族に代わり、幼いきょうだいの世話や送り迎えをしている

病気や障がいのあるきょうだいの世話や見守りをしている

目が離せない家族を見守ったり声をかけたりしている

日本語が話せない家族や障がいのある家族のために通訳している

病気や障がいのある家族の入浴やトイレの介助をしている

認知症・難病など治りにくい病気をもつ家族の看病をしている

家族の心の悩みを聞いている

1つでもチェックがあれば...

身近な大人にお話してみましょう

家族を支えている「あなた」の行動は、とても素晴らしいことです。しかし、あなたにとって、**勉強することや友達と遊ぶことも大切なこと**なのです。一人で**頑張**りすぎて、やりたいことを我慢していませんか？そんなときは誰かを頼ってもいいのです。先生や周りの大人、友達にお話してみましょう。

担任の先生、保健室の先生、クラブ活動や部活動の先生など

スクールカウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーさん

家族のケアに関わっているケアマネジャーさんやヘルパーさんなど

友達がヤングケアラーかもしれない...

ヤングケアラーであることを打ち明けることは、とても勇気がいることです。あなたの友達に、家族のこと**困**っている子はいませんか？心配なときには、友達の気持ちを思いやりながら、話を聞いたり、身近な大人へ相談することをすすめましょう。あなたの行動で、救われる友達がいるかもしれません。

いつも頑張っているあなたへ

同じ悩みを抱えている人がいます。

家族の世話をしている小学6年生の割合

15人に1人

家族の世話をしている中学2年生の割合

18人に1人

国が行った調査から、家族のために**頑張**っている人がたくさんいることが分かりました。悩んでいるのはあなただけではないのです。

勇気を出して相談してみましょう!

あなたの力になりたいと考えている人は周りにたくさんいます。下の□にチェックを入れて、先生など身近な大人の人に渡して相談してみましょう!

あなたはこんなことに困っていませんか？

- 友達と一緒に遊べない
- 習い事をする時間がない
- 部活動に参加できない
- 自由な時間がない
- 居る時間が足りない
- 自分はヤングケアラーかもしれない
- その他

どんな助けを必要としていますか？

- 家事や家族のお世話を手伝ってほしい
- 話を聞いてほしい
- 勉強を教えてほしい
- 家族の病気や障がいについて説明してほしい
- ほめてほしい
- その他

※児童生徒からこのリーフレットを受け取った方は、速やかに相談窓口までご連絡ください。

名前を書く欄を設けて、本人の意思で記名するか判断

受け取った人は、速やかに相談窓口まで連絡するよう記載

チェックがあれば相談するように促す。

自身の状況について、該当があればチェックできるようにデザインされている。

本チェックシートを使うことで本人の自覚・本人からの相談につながり、その世帯への支援に繋がった事例あり

「困っていること」や「助けを必要としていること」にチェックを入れて、先生などに渡すよう促す内容となっている。

支援機関別 気づくポイントの例

	支援機関の種類別							就労先	その他	それぞれの支援機関において●が付いている項目についてチェックすることで、ヤングケアラーに気づくためのきっかけとする。
	教育・保育	高齢者福祉	障がい福祉	生活保護 生活困窮	医療	地域				
ヤングケアラーの可能性	●								<input type="checkbox"/> 児童・生徒から家事や家族のケアについて相談がある	
	●								<input type="checkbox"/> 生活ノート等に家族のケアをしていることが書かれている	
	●								<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある	
	●		●	●	●				<input type="checkbox"/> 保護者が記入するべき書類に、本人やきょうだいに対応している	
	●	●	●	●	●	●			<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある	
		●	●	●		●			<input type="checkbox"/> 日常の家事をしている姿を見かけることがある	
						●			<input type="checkbox"/> 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	
						●			<input type="checkbox"/> 毎日のようにスーパーで買い物をしている	
						●			<input type="checkbox"/> 自治会の集まり等、通常大人が参加する場にこどもだけで参加している	
						●	●		<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある(学校を休んで付き添いをしている等)	
							●		<input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)就職している	
							●		<input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている	
	●	●	●	●	●	●	●		<input type="checkbox"/> 家事や家族のケアについて話をしている	
		●	●	●	●	●			<input type="checkbox"/> 家事や金銭の管理をこどもが行っている	
●	●	●	●	●	●			<input type="checkbox"/> 必要な手続きに大人が参加していない		
●	●	●	●	●	●			<input type="checkbox"/> こどもが親の通訳をしている		
							●	<input type="checkbox"/> 教育支援センター(適応指導教室)で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある		
							●	<input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行うこどもに関する相談がある		
ケアによる影響と思われるこどもの様子	●								<input type="checkbox"/> 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である	
	●								<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	
	●								<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	
	●								<input type="checkbox"/> 提出物が遅れがちになってきた	
	●								<input type="checkbox"/> 持ち物がそろわなくなってきた	
	●								<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
	●								<input type="checkbox"/> 学力が低下している	
	●				●				<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	
	●					●	●		<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い(季節に合わない服装をしている)	
	●								<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
	●								<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
	●								<input type="checkbox"/> 学校(部活含む)に必要なものを用意してもらえない	
	●								<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってこることが多い	
	●								<input type="checkbox"/> 部活に入っていない	
	●								<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
	●								<input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い	
	●						●		<input type="checkbox"/> しっかりしすぎている	
	●						●		<input type="checkbox"/> 優等生でいつも頑張っている	
	●						●		<input type="checkbox"/> こども同士よりも大人と話が合う	
	●						●		<input type="checkbox"/> 周囲の人に気を遣いすぎる	
●					●			<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない		
●					●			<input type="checkbox"/> 必要な予防接種を受けていない		
●					●			<input type="checkbox"/> むし歯が多い		
●						●		<input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない		
						●	●	<input type="checkbox"/> こども食堂での様子に気になる点がある(疲弊している、慌ただしくしているなど)		
						●	●	<input type="checkbox"/> こどもだけの姿をよく見かける		
家庭の背景	●	●	●	●	●				<input type="checkbox"/> ケアを必要とする家族がいる	
	●			●		●			<input type="checkbox"/> 日本語が母語でない家族がいる	
	●					●			<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいがいる	
	●					●			<input type="checkbox"/> 保護者が多忙である	
	●			●					<input type="checkbox"/> 経済的に困窮している、学校諸経費の未納等がある	
	●								<input type="checkbox"/> 保護者が授業参観や保護者面談に来ない	
				●		●			<input type="checkbox"/> ごみ問題が発生している	
			●		●			<input type="checkbox"/> 家賃不払いにより自宅を退去		

※参考:有限責任監査法人トーマツ(2022)『令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜』

(図表) ヤングケアラー支援のためのアセスメントシート例

相談日	年 月 日	性別	男 女 その他	学年	小/中/高 年生 (学校名:)
フリガナ 名前		生 年 月 日	H/R 年 月 日生 (満 歳)	記入者	こどもとの 関係

1 「こどもの権利」が守られているか確認 (該当する項目にチェック、または記入)				
① 健康に生きる権利	<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 精神的・身体的(栄養面含む)に不調がある(症状:)	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 衛生面に問題がある	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> その他()	いつも	ときどき	たまに
② 教育を受ける権利	<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 課外活動に参加したくてもできない	いつも	ときどき	たまに
③ 安心して生活できる権利	<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)就職している	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 自分のやりたいことができない	いつも	ときどき	たまに
	<input type="checkbox"/> 自分のために使える時間が少ない	いつも	ときどき	たまに
<input type="checkbox"/> その他()	いつも	ときどき	たまに	

2 家族の状況はどうか確認	
①家族構成(同居している家族)とその状況 状況の記載例: 保護者が多忙、経済的に困窮している等	②サポートが必要な家族の有無とその状況 ()内に該当する家族を記入 <input type="checkbox"/> 特にない <input type="checkbox"/> 日本語が不自由() <input type="checkbox"/> 高齢() <input type="checkbox"/> 障害者手帳を持っている() <input type="checkbox"/> 障害がある() <input type="checkbox"/> 介護認定を受けている() <input type="checkbox"/> 疾病がある() <input type="checkbox"/> 福祉サービスを利用している() <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い() <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している() <input type="checkbox"/> 精神疾患(疑い含む)がある() <input type="checkbox"/> その他()
③こどもが行っている家族等へのサポートの内容 <input type="checkbox"/> 特にしていない <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 情緒的な支援※ <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 生活費のための就労 <input type="checkbox"/> その他()	3 ヤングケアラーであるこどもの状況はどうか確認 ①こどもがサポートしている相手 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 家族全体 <input type="checkbox"/> その他() ②こども自身がサポートに費やしている時間 1日 に 時間程度 1週間に 日・時間程度 1か月に 日・時間程度 いつ頃から?() ③家庭内にこども以外にケアを担う人がいるか <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
※情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、こどもにとって過大に負担になることなどを含みます	

参考: ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

4 こども本人の認識や意向を確認

- ①こども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか
 認識している 認識していない
- ②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか
 話せている → 誰に: _____
 話せていない
- ③こども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか
 いる → 誰か: _____
 いない
- ④こども本人がどうしたいと思っているか(想い・希望)

(_____)

★以下、必要に応じてこどもの意向や状況を確認

- ・ 家族のケアをしていることを知られたくない

はい	いいえ	どちらとも言えない
----	-----	-----------

- ・ ケアについて相談できず、困ることがある

はい	→どんなことを相談したいですか(_____)
いいえ	

- ・ 家族のケアをやめたくなくなるときがある

はい	いいえ	どちらとも言えない
----	-----	-----------

- ・ ケアをしている家族や他の家族から暴言・暴力を受けることがある

いつも	ときどき	たまに	ない
だれから (_____)			
どんな (_____)			

- ・ ケアをしていると、暴言・暴力を発してしまうことがある

いつも	ときどき	たまに	ない
だれから (_____)			
どんな (_____)			

- ・ ケアをしていて、辛いと感じるときがある

いつも	ときどき	たまに	ない
どんなときにそう感じますか (_____)			

- ・ 自分の時間が足りないと感じる

いつも感じる	ときどき感じる	たまに感じる	感じない
どんな時間がもっとあると良いですか (_____)			

平日の1日のスケジュール

0時	6時	12時	18時	24時

休日の1日のスケジュール

0時	6時	12時	18時	24時

引用・参考文献等

- 京都府ヤングケアラー総合支援センター（2022）「ヤングケアラー連携支援マニュアル～子どもが子どもらしく暮らせる【あたたかい京都】の実現をめざして～」
- 神戸市（2021）「神戸市子ども・若者ケアラー支援マニュアル」
- 郡山市 子育て部 子ども家庭支援課（2023）「令和5年度 第1回 ヤングケアラーに係る市町村担当者会議資料 ヤングケアラー支援に向けた郡山市の取り組みについて」
- 郡山市子ども家庭支援課子ども家庭相談支援係（2023）「ヤングケアラーってなに？」
- 子ども家庭庁（2023）「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況 令和5年9月15日市区町村説明会」
- 子ども家庭庁 ヤングケアラーホームページ（URL: <https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>）（参照日：2023年11月10日）
- 埼玉県（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 編）（2023）「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」
- 社会福祉法人奉優会（2022）「子どもの思いを地域で支えるヤングケアラー支援ガイドブック」、メディア・ケアプラス
- 東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課（2023）「東京都ヤングケアラー支援マニュアル」
- 日本ケアラー連盟 ヤングケアラーとは（URL: <https://carersjapan.com/about-carer/young-carer/>）（参照日：2023年11月10日）
- 福島県保健福祉部子ども未来局児童家庭課（2023）「福島県子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書」
- 福島県保健福祉部児童家庭グループ、福島県教育庁学習生活指導グループ（2019）「保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き」
- 福島市子ども未来部子ども家庭課（2023）「ヤングケアラーのことご存じですか？～私たちにできること～」
- 福島市子ども未来部子ども家庭課（2023）「福島市のヤングケアラー対策」
- 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（2022）「学校・教育委員会におけるヤングケアラー支援のためのガイドライン～多機関連携による支援の充実に向けて～」
- 三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社 政策研究事業本部（2021）「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」
- 山梨県ヤングケアラー庁内検討会議（2021）「ヤングケアラー支援ガイドライン」
- 有限責任監査法人トーマツ（2022）『令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～』
- 有限責任監査法人トーマツ（2023）「令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」
- 有限責任監査法人トーマツ（2023）「令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」

各種相談窓口一覧・支援ハンドブック・ヤングケアラーカードについて

【県内市町村のヤングケアラーに関連する各種相談窓口一覧について】

紙面が限られるため、各市町村の相談窓口については本マニュアルには掲載していません。
 県ホームページの「ヤングケアラーの相談先について」のページにて最新の相談窓口を確認してください。
 当該ページには、市町村の相談窓口以外の相談先（児童相談所等）の連絡先も掲載されています。
 「福島県 ヤングケアラー 相談先」といった語句でインターネット上で検索してください。

【ヤングケアラー支援ハンドブックについて】

ヤングケアラーとその家族を対象とした相談窓口や利用できるサービスについて掲載しています。ヤングケアラーについて知っていただき、「学校」や「地域」でヤングケアラーに気づいた際の支援の一助になることを目指して作成しましたのでご活用ください。

★相談窓口が掲載されている県ホームページと、ヤングケアラー支援ハンドブックが掲載されている県ホームページの二次元バーコードについては、以下のとおりです。



ヤングケアラーに関する相談窓口一覧



ヤングケアラー支援ハンドブック
 （支援マニュアルも掲載）

【ヤングケアラーカードについて】

福島県では、令和5年度に以下のカードを県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校へ配布し、生徒に対して相談先の周知を行っています。

（表面）

福島県子ども未来局児童家庭課

「ヤングケアラー」を知っていますか？

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。
 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
 アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

こんなことで困っていませんか？そんな時は気軽に相談してみましょう。

（裏面）

家族のお世話が忙しいために「学校に行くことができない」などの困ったことがあるときは…

- 学校の先生に相談してみましょう
 先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が相談に応じます。
- 電話で相談もできます

ふくしま24時間子どもSOS	☎0120-916-024
教育相談電話「ダイヤルSOS」	☎0120-453-141（平日10時から17時）
児童相談所相談専用ダイヤル	☎0120-189-783
- LINEで相談もできます
 ふくしま子どもSNS相談（友だち追加にはパスワードが必要です。パスワードは学校の先生から教えてもらってください。）
- 家族のお世話が困ったときは…
 「ふくしまヤングケアラーSNS相談窓口」がLINEで相談に応じます。
 控えめな声で話せば大丈夫です。（パスワードはいりません。）

相談先の一覧

 ふくしまヤングケアラーSNS相談窓口

 友だち追加はこちら

福島県版ヤングケアラー支援マニュアル

令和6年3月

福島県こども未来局児童家庭課

TEL 024-521-8665

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号